

公共事業の構想段階における計画策定プロセス研究会 (第5回)

日時:平成20年3月24日(月)10:00~12:00

場所:都道府県会館 4階401号室

議 事 次 第

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) 第4回研究会での主な意見の整理
 - (2) パブリックコメントで寄せられた意見と国土交通省の考え方
 - (2) ガイドライン(案)について
3. 閉 会

配 付 資 料

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 資料1 | <u>第4回研究会 主な意見の整理</u> |
| 資料2 | <u>パブリックコメントで寄せられた意見と国土交通省の考え方</u> |
| 資料3 | <u>パブリックコメント版ガイドライン(案)への委員意見と対応</u> |
| 資料4 | <u>ガイドライン(案)</u> |
| 参考資料1 | <u>第4回研究会議事録</u> (第4回研究会議事録に掲載) |

第 4 回 公共事業の構想段階における計画策定プロセス研究会 主な意見の整理

※意見を踏まえ修正したものでパブリックコメントを実施した。

○：委員意見

〔 〕：修正内容

赤字：意見により「追加」したもの

青字：意見により「削除」したもの

1. 基本的な考え方について

1) 本ガイドラインの運用について

- 事業分野ごとの計画策定プロセスに関するガイドライン等（マニュアル）の整備について、「ガイドラインの趣旨を踏まえて」といった前段が必要ではないか。

第 1 基本的考え方（2）④について下記のとおり修正

- ④事業特性等に応じて必要な場合には、**本ガイドラインの趣旨を十分に踏まえ**事業分野ごとの計画策定プロセスに関するガイドライン等（マニュアル）の整備・充実を図るものとする。

- 「当該地域の整備等に関する構想・方針等との整合性を図るべき」旨の記述については、「上位計画との整合性のみならず」といった前段が必要である。

第 1 基本的考え方（2）⑤について下記のとおり修正

- ⑤（略）関係地方公共団体と連携して行うとともに、**上位計画との整合性のみならず**、当該事業に関連する地方公共団体の基本構想、都市計画区域における（略）

2) 用語について

- 「住民・関係者等」について、「影響を受ける地域」を「効果（公益性）や影響を受ける地域」とすべきではないか。
- 「影響」は必ずしもネガティブなものに限定する必要はなく、プラスの効果も含むことを注記することで整理できるのではないか。

第 1 基本的考え方（3）「住民・関係者等」について下記のとおり修正

- 当該事業の規模や特性に応じて影響（**受益、負担**）を受ける地域の住民及びNPO・企業等の利害関係者等。

2. 計画検討手順について

1) 複数案の設定および評価項目の設定について

- 評価項目の設定にのみ住民からの意見を参考とするという記述があり、評価項目の設定の際だけ住民から意見をもらうように読める。複数案の設定についても意見をもらうように表現すること。

- 評価項目の設定と複数案の設定について、順序の前後が考えられる。
- 事業の必要性と課題の共有の段階で、必要な観点（概要）を把握して、それを複数案の設定、評価項目の設定に繋げていくという整理をすることで整理が出来るのではないか。

第2 計画検討手順（2）について下記文章を追加

計画策定者は、事業の必要性と課題を共有する過程で、当該事業に関する住民・関係者等の様々な観点からの意見の概要を把握するように努める。

また、把握した住民・関係者等の意見の概要を、複数案や評価項目を設定する等の以後の懸隔検討の参考とするものとする。

2) 複数案の比較評価について

- 「できるだけ客観的にとあるが、「データに基づき」などの表現を加えるべき。
- 比較評価結果については、レポートや冊子等にとりまとめを行うことを明示すべきではないか。

第2 計画検討手順（5）について下記のとおり修正

（略）評価項目ごとの評価にあたっては、正確な情報資料・データ等に基づき、出来るだけ客観的に示すことが重要である。

なお、複数案の優位性を住民・関係者等に説明するにあたっては、正確な資料・データ等に基づき、分かりやすい図示、比較評価表等を用いた整理、客観的な表現、違いの明確化等を行い、容易に結果が理解されるように表現を工夫するし、複数案の比較評価の資料としてとりまとめることが望ましい。

3) 計画案の選定について

- 複数案の絞り込みについては、重視した観点や項目だけでなく、なぜ重視したかというのを説明することが重要である。

第2 計画検討手順（6）①について下記のとおり修正

①複数案の絞り込み方法、総合評価の過程で特に重視した観点や項目、重視した理由等の明示。

4. 技術・専門的検討について

1) 留意事項について

- 地方公共団体との連携が書かれていないが、地域の情報（文化財など）というのは自治体が持っている関係してくる話なので、明記した方がよいのではないか。

第4 技術・専門的検討（5）について下記項目を追加

①地方公共団体との連携

計画策定者は、技術・専門的検討を実施するにあたり、検討を実施するために必要となる資料・データ等の収集や提供について、必要に応じて地方公共団体と、連携するものとする。

5. 委員会等について

1) 委員会等の役割について

○技術・専門的検討に関する委員会等については、助言だけでなく提言等を行う役割もあるのではないかと。

第5 委員会等（2）③について下記の文章を追加

また、この技術・専門的検討に対して助言等を行う委員会等は助言や確認に留まらず、計画策定者の諮問に応じて具体的な検討や提言等を行う等の役割を担うことも考えられる。

6. その他

○データや手法を蓄積していかないと社会の需要に応じるようなものにならないので、この点がにじみ出るような記述をできないかと。

第6 その他留意事項（1）について下記の文章を追加

さらに、調査結果・データ等については、他の事業等においても活用が可能となるよう、既往の調査データ等に必要に応じて反映させる等、データの充実に努めることが望ましい。

パブリックコメントに寄せられた主な意見の概要と国土交通省の考え方

1. パブリックコメントの概要

(1) 意見募集期間

平成20年1月11日（金）～平成20年2月12日（火）

(2) 方法

ホームページ上に告知（国土交通省HP、電子政府の総合窓口(e-GOV)）

電子メール、FAXにより意見を聴取

2. 寄せられた意見について

(1) 件数 7件（同一者、団体から複数意見が寄せられている場合についても
1件として集計）

延べ件数 約30件

3. パブリックコメントに寄せられた主な意見の概要と国土交通省の考え方

：ご意見を踏まえ、ガイドラインを修正したもの

章	主な意見の概要	国土交通省の考え方
全般	戦略的環境アセスメントと並行して実施される場合が多いと予想されるが、別々に実施するようなことはせず、共同で実施できるような配慮をすべきである。	本ガイドラインの趣旨に配慮した措置を講じることで、いわゆる戦略的環境アセスメントを内包するものと考えており、ご懸念のような二重の手続等を実施することは考えておりません。
第1(2)	事業者が対象事業を選別するようなことを避けるため、事業計画策定段階を有する全ての事業を適用対象とすべきである。	本ガイドラインでは、国民生活、社会経済又は環境への影響が大きい事業に適用することを基本としておりますが、事業の特性や事案の性質、地域の実情等が事業ごとに様々であることから、全ての事業に一律に適用することとはせず、本ガイドラインの趣旨を十分に踏まえつつ、個別の事情に応じ最適な計画策定のプロセスを追求することが重要と考えております。
第1(2)	対象事業は平成15年に策定された「国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン」と同じく、公団等の計画についても含めるべき。	公団等については、平成13年12月に策定された「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、現在では全ての公団が独立行政法人または特殊会社(株式会社)に改組されました。 構想段階においては、事業実施者が確定していないケースがあるため、将来的に独立行政法人や特殊会社を実施することがあり得る事業についても、国が計画策定者となるものは、P2第1(2)①の「国等が実施する事業」に含まれるものとし、そのうち国民生活、社会経済又は環境への影響が大きい事業に適用することを基本としています。
第1(2)	地方公共団体においても、国に準じて実施されることを待望する。また、実施にあたっては、形骸化しないよう実行ある対応をお願いする。	地方公共団体、民間事業が行う事業等については「本ガイドラインの趣旨に配慮した措置が講じられることを期待する」とするとともに、本ガイドラインの配布や周知等を行い、地方公共団体等の取り組みを促進、支援することを考えています。 また、国土交通省においても、本ガイドラインを適切に活用し、より良い公共事業の実施に努めて参ります。

第1(2)	地方公共団体に対し、“期待”しているが、“努める”ことに強化すべき。	地方分権推進改革法の基本理念や基本方針において、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本とするとともに、地方公共団体の自主性及び自律性が十分発揮されるよう定められています。このため、本ガイドラインが地方公共団体を拘束することとならないよう、「本ガイドラインの趣旨に配慮した措置が講じられることを期待する」こととするとともに、本ガイドラインの配布や周知等を行い、地方公共団体の取り組みを促進、支援することを考えています。
第1(2)	環境省の戦略的環境アセスメント導入ガイドラインでは、地方公共団体の環境部局から、環境保全の見地から意見を聞くこととなっていることから、その旨を明記すべき。 また、地方公共団体の意見は専門家の活用を図ることが望ましいとなっていることから、十分な検討ができる適切な期間を確保する必要があることを記載すべき。	計画づくりにあたっては、環境保全の見地はもちろんのこと、社会面や経済面等の様々な観点から総合的に判断していく必要があると考えております。このことから、地方公共団体との連携・協力においては、総合的に意見を聞くことを考えています。 また、第2計画検討手順において、計画検討手順を適切且つ効率的に実施するために、手順全体の管理を行うとともに、地方公共団体との連携について、意見交換を十分行うものと記載しております。
第1(2)	環境省の戦略的環境アセスメント導入ガイドラインでは、環境省は計画策定者等の求めに応じて、環境の保全の見地からの意見を述べることとなっているため、本ガイドラインにおいても環境省の関与について何らかの規定を設けるべきである。	計画づくりにあたっては、環境保全の見地はもちろんのこと、社会面や経済面等の様々な観点から総合的に判断していく必要があると考えております。このことから、第4(5)留意事項において、必要に応じて関係行政機関等に対する意見聴取を行うこととしておりますが、意見聴取においては、環境省も含め様々な機関から意見を聞くことを考えています。
第1(2)	国土交通省内部のコミュニケーションの円滑化や関係省庁間の連携についても記述すべき。	ご意見を踏まえ、より一層国土交通省内部のコミュニケーションや円滑な事業の推進に努めて参ります。 また、関係省庁間との連携については、ご意見を踏まえ、第1(2)⑤を「計画策定者は、構想段階における計画策定プロセスを進めるにあたり、関係地方公共団体と連携して行うとともに、上位計画等との整合性のみならず、当該事業に関連する地方公共団体の基本構想、都市計画区域における整備、開発及び保全の方針、その他当該地域の整備等に関する構想・方針等や関係行政機関の計画との整合性を図るものとする。」に修正します。
第1(3)	”諸元”という言葉が難しい言葉なので、簡単な用語に修正すべき。	ご意見を踏まえ、[諸元]を[事項]に修正します。
第1(3)	委員会等の委員の構成に関しては、学者だけでなく、実務経験のある有識者や、実業界からも人選すべき。 また、委員の選定にあたっては、公募による人選も検討すべき。	学識経験者等の中には、実務経験者も含まれます。 また、委員会等の委員の人選にあたっては、地域や事業の特性に応じて役割を明確にし、その役割に応じた幅広い分野からバランス良く人選される必要があることから、委員会等の役割に応じ、広く様々な意見を反映し、中立性を確保できる人選を行うことが重要だと考えています。これらを踏まえ、各委員会等の設置にあたっては、広く様々な意見の反映、中立性の確保に努めて参ります。

第1(3)	「技術・専門的検討」について、検討方法と検討事項の説明がいずれも検討内容の説明とされており、違和感がある。表現を適正化すべき。	ご意見を踏まえ、“なお”以降の文章を「 <u>なお、技術・専門的検討においては、理学や工学等の自然科学分野、社会学や経済学等の社会科学分野、考古学等の人文科学分野の専門的検討を行うこととする。</u> 」と修正します。
第2(4)	評価項目については、環境省のガイドラインに沿って、環境基本法に定める「大気環境等」「生態系等」「景観等」「温室効果ガス等」の観点に関する評価の必要性を記載すべき。	計画づくりにあたっては、環境面はもちろんのこと、社会面、経済面等の様々な観点から総合的に判断していく必要があると考えています。したがって、評価項目の設定においても事業の特性や地域の実情等を考慮した上で、総合的に設定する必要があると考えています。また、本ガイドラインは横断的な考えを示すものであるため、評価項目については、事業種別や個別事業毎に柔軟に設定することが適切であると考えています。
第2(4)	景観に係る評価基準を客観的評価指標を保証した上で、盛り込むべき。	第2(4)②評価項目において、社会面、経済面、環境面等の様々な観点から評価することとしており、その中には景観の観点も必要に応じ評価項目に含めることは当然のことと考えています。また、同(5)で示しているとおり、その評価項目ごとの評価にあたっては、正確な資料・データに基づき、できるだけ客観的に示すことが重要としています。
第2(6)	計画策定者自身が計画案を選定することとなっているが、この場合、案の選定が恣意的なものとならないよう、計画の目標や理念、評価基準をあらかじめ設定し、評価結果を判断する必要がある。	計画検討の発議の段階で、当該事業の目的等を明確にした上で、計画検討に着手することとしているとともに、計画決定に至る計画検討手順の進行に応じて適切な段階毎に、情報提供、意見の把握、意見の整理・対応の公表を実施することとしています。さらに、選定の結果やその理由についても広く住民・関係者等に対して説明することとしており、さらに、必要に応じ、これらのプロセスに対して客観的・専門的な立場から助言等を行う委員会等を設置することとしており、これらを適切に実施することで、計画策定者がより良い計画を選定できると考えています。
第2(8)	計画策定の期限や段階毎の「時期」を設定すべきとされているが、「時期」を定めるのではなく、クリアすべき「目標」「中間目標」を設定し、その達成を以て次の段階へ進むことができる方法を記載すべき。	主要な段階の時期等を設定することは、計画策定手順を適切かつ効率的に実施するために重要と考えています。なお、設定の際には住民・関係者等の意見の集約及び把握に十分な時間を確保することを念頭に置くこととするとともに、計画検討の状況によっては、前の手順にもどって検討を行うことも必要としており、これらを適切に実施することで、住民・関係者等の理解と協力を得るといった目標を達成できるよう努めて参ります。
第3(1)	プロジェクトが国際的な性格を有する場合、国際機関の意見が策定段階においても配慮されるべき。	住民参画促進においては、住民・関係者等の対象範囲を適切に把握することとしています。また、技術・専門的検討においても必要に応じて関係行機関等に対して意見聴取を行うものとしており、これらの手順の中で国際機関の意見を把握することが可能と考えています。
第3(1)	”事業への関心”については、抽象的で分かりにくい。もう少し具体的に記述するか、もしくは削除してはどうか。	ご指摘を踏まえ”事業への関心”を” <u>事業そのものや、影響・効果に対する関心の度合い</u> ”に修正します。

第3(2)(3)	<p>コミュニケーションの実施については、インターネットが十分に普及されていない現状では、インターネットだけに限定せず、複数の手段を活用すべき。</p> <p>また、双方向コミュニケーションを確保するための注意書きをすべき。</p>	<p>コミュニケーション手法の選択および実施においては、適切な段階毎に、「情報提供」「意見把握」「意見の整理と対応の公表」を複数の手法を組み合わせる等、適切なコミュニケーションの実施に努めて参ります。</p>
第4(1)及び第5(2)	<p>技術・専門的検討において、検討の前提条件について公表することとなっているが、公表のみでなく、前提条件についても検討することを明記すべき。</p> <p>また、技術・専門的検討に対して助言を行う委員会等の役割においても、前提条件の妥当性について確認する役割を持たせるべき。</p> <p>さらに、3番目の・として「多くの市民の不安、懸念事項に対する調査の指示」を加えてはどうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、(1)技術・専門的検討内容の整理を「計画策定者は、技術・専門的知見から検討を行うべき内容や検討にあたっての前提条件を整理し、検討を実施するために必要となる(以下、略)」に修正します。</p> <p>さらに、第5(2)③技術・専門的検討に対して助言を行う委員会等の二つめの・を「技術・専門的検討を行うべき内容や検討にあたっての前提条件および検討結果の妥当性の確認」に修正します。</p> <p>また、第2計画検討手順の複数案や評価項目の設定において住民・関係者等の関心事に配慮することとしているとともに、第4技術・専門的検討において計画検討手順、住民参画促進との有機的な連携に努めることとしており、「多くの市民の不安、懸念事項に対する調査の指示」については、これらを適切に実施することでその役割を果たすものと考えています。</p>
第4(5)	<p>国際的な専門家(コンストラクションマネジメント、デザインアーキテクトサービス等)が事業に起用される場合、国際的な専門家や外資系企業の意見が構想段階で考慮されるべき。さらには、国際的な関係者が顧問団として関与されるべき。</p>	<p>本ガイドラインの対象は、事業により整備する施設の概ねの位置、配置及び規模等の基本的な事項を検討する構想段階であるため、事業実施段階の詳細について検討する段階ではありませんが、技術・専門的検討において、必要に応じて関係行機関等に対して意見聴取を行うものとしており、これらの手順の中で国際的専門家等の意見を把握することが可能と考えています。</p>
第6(2)	<p>・今後の目標を含む具体的な行程(試行、事業別ガイドラインの作成等)を示すべき。</p> <p>・ガイドラインの見直しに関しては、明確に見直しの時期を設定すべき。</p>	<p>本ガイドライン(案)は、策定次第、(案)をとったものとなります。また、本ガイドラインは、本年度中に策定する予定であります。</p> <p>また、ご指摘を踏まえ、第6(2)事例の蓄積とガイドラインの見直しを「計画策定プロセスの進め方を充実するため、本ガイドラインを踏まえた具体的な実施事例を収集・蓄積し、他の計画策定者の参考に供するとともに、社会経済の変化等に柔軟かつ適切に対応するため、策定から5年が経過した時点を目途に見直しを行い、その充実を図るものとする。」と修正します。</p> <p>事業別ガイドラインについては、事業毎に特性等に違いがあることから、今後本ガイドラインの趣旨を踏まえ、必要に応じて計画策定プロセスに関するガイドライン等の整備・充実を図ることを考えています。</p>
その他	<p>・事業を進める上で、関係者しっかりと把握し、法に照らし不法行為とならぬように準備することが重要。</p> <p>・国際的プロジェクトに対し、外資系企業の参加が検討されることを期待します。</p> <p>・プロジェクトの計画(設計)を行った企業が、その後の建設を落札することの無いような措置をお願いします。</p>	<p>本ガイドラインに対する直接の御意見ではありませんが、御意見を踏まえ、本ガイドラインの活用により、今後、透明性、公正性を確保した公共事業の実施に努めて参りたいと考えております。</p>

パブリックコメント版ガイドライン(案)への委員意見と対応について

【意見1】

ガイドラインで定められている計画策定プロセスの手順の概要やその手順を実施することによる効果を前段で記述すべき。

【対応】

ご指摘を踏まえ、第1_基本的な考え方(1)本ガイドラインの目的に

「標準的な計画策定プロセスとして、複数案や評価項目の設定、複数案の比較評価、計画案の選定等の手順を、対象事業の特性に応じた住民参画や委員会等の関与の下、計画を策定することとしており、これらの計画策定プロセスを実施することにより、社会面、経済面、環境面等の様々な観点から総合的に検討された合理的な計画を導き出すことが可能となる。」

の記述を追加しました。

【意見2】

スコーピングの概念が計画検討の発議の部分にかかっているが、計画検討の発議とスコーピングが必ずしも一致するものではないため、その重要性を強調するための表現を検討されたい。

【対応】

ご指摘を踏まえ、第2_計画検討手順(1)計画検討発議を

「(略)計画検討に必要な事項を明確にしるとともに、~~検討する内容や対象とする地域等の範囲を定めた上で~~、計画検討に着手することを公表する。」

と、修正するとともに、(2)事業の必要性和課題の共有を

「(略)また、把握した住民・関係者等の意見の概要を、~~具体的な検討内容や検討対象地域の設定、複数案や評価項目の設定、評価手法の選定の際の複数案や評価項目を設定する等の、以後の計画検討の~~参考とするものとする。」

と修正しました。

公共事業の構想段階における計画策定プロセス研究会

公共事業の構想段階における 計画策定プロセスガイドライン(案)

赤字：パブリックコメント及び委員意見を受けて「加筆」した部分

青字：パブリックコメント及び委員意見を受けて「削除」した部分

目次

はじめに	1
第1 基本的な考え方	2
(1) 本ガイドラインの目的	2
(2) 本ガイドラインの運用	2
(3) 用語について	4
第2 計画検討手順	6
(1) 計画検討の発議	6
(2) 事業の必要性と課題の共有	6
(3) 複数案の設定	6
(4) 評価項目の設定	7
(5) 複数案の比較評価	7
(6) 計画案の選定	7
(7) 計画の決定	7
(8) 留意事項	8
第3 住民参画促進	9
(1) 住民・関係者等の対象範囲の把握	9
(2) コミュニケーション手法の選択	9
(3) 段階に応じた双方向コミュニケーションの実施	10
(4) 留意事項	10
第4 技術・専門的検討	11
(1) 技術・専門的検討内容の整理	11
(2) 技術・専門的検討の実施	11
(3) 各項目の評価等	11
(4) 検討結果の公表	12
(5) 留意事項	12
第5 委員会等	13
(1) 設置にあたっての基本的事項	13
(2) 委員会等の役割	13
第6 その他留意事項	15
(1) 評価結果等の活用	15
(2) 事例の蓄積とガイドラインの見直し	15

はじめに

社会資本整備を進めるに当たっては、透明性、公正性を確保し住民・関係者等の理解と協力を得るため、住民参画の取り組みを推進することが重要であり、このことは社会資本整備重点計画法(平成15年法律第20号)に基づき策定された社会資本整備重点計画において位置づけられている。国土交通省においては、平成15年6月に『国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン』を策定し、計画策定者からの積極的な情報公開・提供等を行うことにより住民参画を促し、住民・関係者等との協働の下で、事業の公益性及び必要性について適切な判断を行う等、より良い計画となるよう取り組んできた。

一方、計画づくりにあたっては、社会面、経済面、環境面等の様々な観点から総合的に判断していく必要があり、これらを適切に実施するためには、住民・関係者等の理解と協力が不可欠であり、計画策定プロセスを、より透明性等を持ったものにしていくことが求められている。

国土交通省においては、既に、一部の事業においては、構想段階における計画策定プロセスの透明性等を確保するためガイドラインを定め、先行的な取り組みを実施してきたところであるが、今般、これまでの取り組みや各事業における事例等を基に、公共事業の構想段階における計画策定プロセスのあり方について、標準的な考え方を示すことにより、より良い計画作りに資し、もって、適切な社会資本整備を推進するため、「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」(以下、「本ガイドライン」という。)を策定した。なお、社会資本整備審議会・交通政策審議会計画部会において次期「社会資本整備重点計画」の策定について議論されており、平成19年6月の中間的とりまとめの中でも公共事業の構想段階における計画策定プロセスの透明性、公正性の向上のため新たなガイドライン等で明確に位置づけることの重要性が言及されている。

また、平成19年4月、環境省により「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」が策定され、事業に先立つ早い段階での環境配慮の取り組みを進めることが求められているところである。本ガイドラインが示す構想段階における計画策定プロセスは、~~住民参画の下で~~、社会面、経済面、環境面等の様々な観点から総合的に検討を行い、計画を合理的に導き出す過程を住民参画のもとで進めていくこととしており、いわゆる戦略的環境アセスメントを内包するものとなっている。

第1 基本的な考え方

(1) 本ガイドラインの目的

安全・安心で環境と調和した豊かな社会、生活を支える社会資本の整備を円滑に推進していくためには、事業の構想段階から国民の理解を得ながら進めていく必要がある。

公共事業の計画に関して国民の理解を得るためには、計画自体が適切であることはもちろんのこと計画策定プロセスに対して透明性、客観性、合理性、公正性が確保されていることが重要である。

本ガイドラインは公共事業の構想段階に焦点を当て、計画策定プロセスの透明性、客観性、合理性、公正性の向上に資するため、標準的な計画検討手順と手順の各段階に実施すべき事項、計画検討手順を進めるにあたって実施される住民参画促進及び技術・専門的検討に関する基本的な考え方や留意事項をとりまとめたものである。標準的な計画策定プロセスとして、複数案や評価項目の設定、複数案の比較評価、計画案の選定等の手順を、対象事業の特性に応じた住民参画や委員会等の関与の下、計画を策定することとしており、これらの計画策定プロセスを実施することにより、社会面、経済面、環境面等の様々な観点から総合的に検討された合理的な計画を導き出すことが可能となる。

なお、事業の特性等に応じ最適な計画策定のプロセスにも違いがあることから、本ガイドラインの趣旨を十分に踏まえつつ、各事業において、最適な計画策定のプロセスを追求することが重要である。

また、本ガイドラインは基本的に計画策定者が実施すべき事項を定めたものであるが、住民、利害関係者(団体)、学識経験者、地方公共団体、関係行政機関等、様々な主体の計画策定プロセスにおける関わりについても記述している。

(2) 本ガイドラインの運用

- ① 本ガイドラインは、国土交通省所管の河川、道路、港湾、空港等の国等が実施する事業のうち、国民生活、社会経済又は環境への影響が大きいものに関する計画で構想段階にあるものに適用することを基本とし、必要に応じ、各事業において適用対象を定めるものとする。
- ② 計画策定者は、事業の特性や事案の性質、地域の実情等を勘案しつつ、事業の規模等に十分配慮し、当該事業に最も適した計画策定プロセスになるように努めるものとする。なお、本ガイドラインは全ての事業に一律に適用することを意図しているものではなく、本ガイドラインの趣旨を十分踏まえつつ、実際の個別事業への適用にあたって画一的にならないよう柔軟に対応するものとする。

- ③ 公共事業は事業毎に個別の所管法に則り実施されるものである。このため計画策定者は個別の所管法の目的や責務を十分に踏まえて、本ガイドラインを運用するものとする。
- ④ 事業特性等に応じて必要な場合には、本ガイドラインの趣旨を十分に踏まえ事業分野ごとの計画策定プロセスに関するガイドライン等(マニュアル)の整備・充実を図るものとする。
- ⑤ 計画策定者は、構想段階における計画策定プロセスを進めるにあたり、関係地方公共団体と連携して行うとともに、上位計画等との整合性のみならず、当該事業に関連する地方公共団体の基本構想、都市計画区域における整備、開発及び保全の方針、その他当該地域の整備等に関する構想・方針等 や関係行政機関の計画との整合性を図るものとする。
- ⑥ 地方公共団体は、地域社会に密接に関係しており、各地域の意見を代表して述べる立場にあるとともに社会、経済、環境等の様々な観点から行政区域全体を見通し、判断を行うことができる。このため、地方公共団体は、計画策定プロセスにおいて、計画策定者と連携・協力することが期待される。
- ⑦ 地方公共団体、民間事業者等が行う事業についても、本ガイドラインの趣旨に配慮した措置が講じられることを期待する。

(3) 用語について

構想段階

計画策定者が、事業の公益性及び必要性を確認するとともに、当該事業により整備する施設の概ねの位置、配置及び規模等の基本的な事項諸元について、事業の目的に照らして検討を加えることにより、計画を決定するまでの段階をいうものとする。

計画(構想段階における計画)

構想段階の一連の手順を経て絞り込まれた事業の概ねの計画。また、構想段階の次の詳細な計画案の検討段階における検討の基本となるものである。

例えば、河川事業における計画検討、道路事業における概略計画及び港湾事業における長期構想等が該当する。

本ガイドラインにおいては、これらすべてを「計画」と表記する。

住民・関係者等

当該事業の規模や特性に応じて影響(受益、負担)を受ける地域の住民及びNP〇・企業等の利害関係者等。

計画策定者

構想段階において計画の検討の発議から計画の決定に至る手続きを実施する主体。なお、事業の特性に応じて、地方公共団体、関係行政機関が共同で実施する場合もある。

委員会等

計画検討手順の妥当性の確保、住民・関係者等との適切なコミュニケーションの確保及び高度な技術・専門的判断が必要な場合等に、計画検討手順、住民参画促進及び技術・専門的検討の進め方に関し客観的な立場から助言するための、学識経験者等からなる組織。

計画策定プロセス

構想段階における計画策定のために実施する標準的な計画検討手順並びに計画検討手順を進めるにあたって実施される住民参画促進と技術・専門的検討の総称。

計画検討手順

計画検討の発議の後、当該事業の必要性と課題の共有、複数案と評価項目の設定、複数案の比較評価、計画案の選定及び計画の決定に至るまでの各段階から構成される一連の手順及びその総称。

住民参画促進

計画策定プロセスへの住民・関係者等の参画を促進し、住民・関係者等との適切なコミュニケーションを確保するために講じられる一連の行為及びその総称。

住民参画促進においては計画策定者と住民・関係者等との双方向のコミュニケーションとなるよう、計画検討手順を進める中で、情報提供、意見の把握、意見の整理・対応の公表を適宜実施する。

技術・専門的検討

計画検討手順の中で行われる当該事業の必要性と課題の共有や複数案の設定・評価等における技術的、専門的事項について検討し、計画の合理性を確保するために行われる一連の検討作業及びその総称。

なお、「技術・専門的検討においては」とは、理学や工学等の自然科学分野、社会学や経済学等の社会科学分野、考古学等の人文科学分野の専門的な検討を行うこととする。

第2 計画検討手順

計画策定者は、構想段階における計画策定プロセスが透明性、客観性、合理性、公正性をもって適切に行われるよう計画検討を進めなければならない。そのためには次の3点に留意する。

- ① 計画検討手順の事前の明確化
- ② 住民参画促進及び技術・専門的検討との有機的な連携
- ③ 事業特性や地域特性を踏まえた検討

計画検討手順の標準的な考え方は以下のとおりである。

(1) 計画検討の発議

計画策定者は、構想段階の計画検討を開始する際に、上位計画等で提案された基本方針や現状の課題に基づき、当該事業の目的、検討の進め方、スケジュール等の計画検討に必要な事項を明確に~~しするとともに、検討する内容や対象とする地域等の範囲を定めた上で~~、計画検討に着手することを公表する。

(2) 事業の必要性と課題の共有

計画策定者は、計画検討の発議後、当該事業の必要性や当該事業を実施するにあたっての課題、当該事業を行わないことにより将来どのような影響があるか等の課題について、住民・関係者等と出来る限り早い段階で共有することが望ましい。

計画策定者は、事業の必要性と課題を共有する過程で、当該事業に関する住民・関係者等の様々な観点からの意見の概要を把握するように努める。

また、把握した住民・関係者等の意見の概要を、~~具体的な検討内容や検討対象地域の設定、複数案や評価項目の設定、評価手法の選定の際の複数案や評価項目を設定する等の、以後の計画検討の~~参考とするものとする。

(3) 複数案の設定

計画策定者は、課題を解決するための適切な計画を決定するため、複数案を設定し比較・検討することを基本とする。その際に、各案の得失を明確にするために複数案の設定理由を説明することが望ましい。

複数案の設定にあたっては、以下の点に留意する。

- ① 事業の目的が達成できる案を設定する。
- ② 単一の観点に偏らず社会面、経済面、環境面等の様々な観点を考慮して設定する。
- ③ 住民・関係者等の関心事を含め、地域特性や事業特性等に応じて設定する。

- ④ 事業を行わない案が現実的である場合や他の施策の組み合わせ等により事業の目的を達成できる案を設定し得る場合等には、これらを複数案に含めるものとする。
- ⑤ 事業を行わない案が現実的でない場合でも、比較評価の参考として示すことが望ましい。

なお、地域特性等から複数案を設定することが現実的でない場合には、複数案を設定する必要はない。その場合には、その理由を示すものとする。

(4) 評価項目の設定

複数案の評価項目の設定においては、以下の点に留意する必要がある。

- ① 事業の目的の達成度合いを評価できること。
- ② 社会面、経済面、環境面等の様々な観点からの評価ができること。
- ③ 住民・関係者等の関心事も含め、地域特性や事業特性等に配慮していること。

その上で、計画策定者は、住民・関係者等からの意見を参考にして必要に応じて評価項目の設定内容を改善する。

(5) 複数案の比較評価

複数案について、住民参画促進や技術・専門的検討を踏まえ、評価項目ごとの評価結果に基づいて、地域や事業の特性等に応じ多様な観点から複数案の優位性を評価する。評価項目ごとの評価にあたっては、正確な資料・データ等に基づき、できるだけ客観的に示すことが重要である。

なお、複数案の優位性を住民・関係者等に説明するにあたっては、正確な資料・データ等に基づき、分かりやすい図示、比較評価表等を用いた整理、客観的な表現、違いの明確化等を行い、容易に結果が理解されるように表現を工夫し、複数案の比較評価の資料としてとりまとめることが望ましい。

(6) 計画案の選定

計画策定者は、自らの責任の下、総合的な観点により比較評価の結果をもとに複数案の中から計画案を選定する。さらに、選定の結果やその理由を広く住民・関係者等に対して説明する。

その説明にあたって、次の点に留意することが望ましい。

- ① 複数案の絞り込み方法、総合評価の過程で特に重視した観点や項目、重視した理由等の明示
- ② 住民・関係者等の意見等に対する真摯な対応
- ③ 選定した計画案を実施するにあたっての配慮・留意事項の明確化

(7) 計画の決定

計画策定者は、自らの責任の下、選定された計画案を踏まえて計画を決定し、決定した計画について速やかに公表する。なお、計画の決定にあたって、事業毎の根拠法令に必要な手続きが定められている場合には、その手続きを実施するものとする。

(8) 留意事項

①計画検討手順の管理

計画策定者は、計画検討手順を適切かつ効率的に実施するために、手順全体の管理を行う。

その際、以下の点に留意する。

- ・ 計画策定の期限や策定過程における主要な段階の時期を設定すること
- ・ 次の手順に進む場合等、手順を進めていく上で、残された問題点等を整理すること

なお、計画検討の状況によっては、前の手順にもどって検討を行うことも必要である。

②地方公共団体との連携等

計画策定者は、当該事業に関係する地方公共団体と当該事業に対して社会面、経済面、環境面等の様々な観点から意見交換を十分行うとともに、計画検討手順を進めるにあたって連携するものとする。

③委員会等の設置

計画策定者は、必要に応じて計画検討手順に対して助言を行う委員会等を設置する。(委員会等の詳細については、第5を参照のこと)

第3 住民参画促進

構想段階における計画策定プロセスにおいて、住民・関係者等の当該計画に対する意見等の把握、当該計画に対する理解の促進を図るとともに、把握した意見等を計画検討手順、技術・専門的検討において活用し、よりよい計画を策定するため、住民・関係者等との適切なコミュニケーションを確保する住民参画が重要である。

構想段階における住民参画促進にあたっては、双方向コミュニケーションとなるように、次の4点に留意する。

- ① 住民参画の進め方について早期に公表すること
- ② 計画策定者から積極的に情報提供を行うこと
- ③ 住民・関係者等に対し、適切な参画の機会と期間を確保すること
- ④ 住民・関係者等からの意見・質疑等に対し、真摯に対応すること

住民参画促進の標準的な考え方は以下のとおりである。

(1) 住民・関係者等の対象範囲の把握

計画策定者は、住民参画の進行に応じ次の事項を踏まえて、当該事業に関わる住民・関係者等の対象範囲を適切に把握する。

- ① 事業の特性
- ② 地域の特性
- ③ 関連事業の有無
- ④ 事業によってもたらされる影響(受益・負担)の範囲
- ⑤ 事業そのものや、影響・効果に対する関心の度合への関心

なお、意見把握の実施においては、一部特定事項の関心者等の意見に偏らないようにするため、様々な住民・関係者等の参画を促進することが望ましい。

(2) コミュニケーション手法の選択

住民・関係者等とコミュニケーションを行うには様々な手法がある。

例えば、広報資料やホームページ、新聞等のメディア等を活用した広範な情報提供手法や、ヒアリングやアンケート、パブリックコメント等の実施による意見把握の手法、さらに、説明会や公聴会、住民・関係者等の参加する協議会、ワークショップ、オープンハウス等を開催し、対面で意見交換・聴取を行う手法等がある。

これらのコミュニケーション手法の選択においては、次の4点を考慮する必要がある。なお、複数の手法を組み合わせる等、適切に実施することが望ましい。

- ① コミュニケーションの目的(情報提供、意見把握等)
- ② 対象者
- ③ コミュニケーション手法の特性(メリット、デメリット等)
- ④ 予算や時間等とのバランス

(3) 段階に応じた双方向コミュニケーションの実施

住民参画促進においては双方向のコミュニケーションとなるように、事業特性等を考慮し、計画検討手順の進行に応じて適切な段階毎に、以下の3点を適切に実施する。

① 情報提供

計画策定者は、住民・関係者等が当該計画について理解を深め、意見を形成するために、必要な情報を適切な時期、方法により住民・関係者等に積極的に提供するよう努める。

② 意見把握

計画策定者は、住民・関係者等が当該計画に関して有している意見の把握に努める。なお、意見把握の際には、住民・関係者等が計画案に対して適切に検討する期間及び意見を述べる機会を確保する。

③ 意見の整理と対応の公表

計画策定者は、計画検討手順の進行に応じて住民・関係者等の意見を適切に把握、整理し、計画検討手順を進めるにあたっての判断材料のひとつとして参考とする。

また、整理した結果を公表するとともに、意見に対していかに対応したか公表し、説明する。

(4) 留意事項

① 地方公共団体との連携

計画策定者は、地域の代表である当該計画に関係する地方公共団体と、住民参画の進め方についての調整を行う等、住民参画の促進を連携して行う。

② 委員会等の設置

計画策定者は、必要に応じて住民参画促進に対して助言を行う委員会等を設置する。(委員会等の詳細については、第5を参照のこと)

③ 住民参画の円滑な実施

計画策定者は、住民参画を進めるにあたって、住民・関係者等との双方向コミュニケーションが、適切かつ円滑に進むためのルール作りや環境整備に努めるものとする。

第4 技術・専門的検討

技術・専門的検討は、構想段階における計画検討手順において、事業の目的の設定や計画案を選定するにいたる手順、検討手法、複数案の絞り込み方等が、技術的あるいは専門的知見に基づき合理的かどうかについて根拠を与えるものである。

その標準的な考え方は以下のとおりである。

(1) 技術・専門的検討内容の整理

計画策定者は、技術・専門的知見から検討を行うべき内容や検討にあたっての前提条件を整理し、検討を実施するために必要となる調査、検討すべきデータの範囲や検討の手法、体制等の検討の枠組みをあらかじめ決定する。

技術・専門的検討内容の整理にあたっては、住民参画により把握した意見等に留意する等、計画検討手順、住民参画促進との有機的な連携に努めるものとする。

(2) 技術・専門的検討の実施

計画策定者は、技術・専門的検討にあたっては、次の点に留意する必要がある。

① 資料・データ等

- ・ 検討に用いる資料・データ等は、構想段階における計画検討であることを踏まえ、入手可能な範囲で適切なものを用いるものとする。
- ・ 既存の文献や調査データを積極的に活用するものとする。
- ・ 当該事業の必要性や住民・関係者等の関心事に関する資料・データ等の収集にあたっては必要に応じて追加調査を実施する。実施にあたっては、調査の精度、収集範囲及び調査に要する費用や期間等について、留意するものとする。

② 分析手法

- ・ 資料・データ等の制約、分析精度等を勘案の上、適切な分析手法、項目を選定する。
- ・ 定量的または定性的な評価を行う上で、分かりやすい項目や指標を設定する。

なお、技術・専門的検討の具体的作業の内容は、事業の特性により大きく異なるものであり、詳細については事業分野ごとの技術基準等に基づき実施するものとする。

(3) 各検討項目の評価等

計画策定者は、各検討項目の評価にあたっては、構想段階の計画検討であることを踏まえ、客観的な指標に基づき、事業の目的や特性に照らし必要な項目についてはできるかぎり定量的な評価を実施することに努めるものとし、定性的な評価を実施する際には可能な限り客観性の確保に努めるものとする。

(4) 検討結果の公表

計画策定者は、検討結果について適切な方法にて公表するものとする。その際には、技術・専門的検討の透明性を確保するために必要となる検討の前提条件や検討過程についても併せて公表する。

(5) 留意事項

① 地方公共団体との連携

計画策定者は、技術・専門的検討を実施するにあたり、検討を実施するために必要となる資料・データ等の収集や提供について、必要に応じて地方公共団体と、連携するものとする。

② 関係行政機関等に対する意見聴取

計画策定者は、技術・専門的検討を実施するにあたっては、必要に応じて関係行政機関等に対して意見聴取を行うものとする。

③ 委員会等の設置

計画策定者は、必要に応じて、技術・専門的検討に対して助言を行う委員会等を設置する。(委員会等の詳細については、第5を参照のこと)

第5 委員会等

(1) 設置にあたっての基本的事項

計画策定者は、必要に応じて、構想段階の計画策定プロセスにおける計画検討手順、住民参画促進、技術・専門的検討に対して客観的な立場から助言等を行う委員会等を設置する。

委員会等の設置にあたっては、以下の点に留意する。

① 役割に応じた適切な検討体制の構築

地域や事業の特性に応じて委員会等の役割を明確にし、その役割に応じ幅広い分野からバランス良く人選し、適切な検討体制の構築をできるだけ早い段階から行うこと。

② 適切な役割分担

委員会等の役割を明確にし、適切な役割分担を行うことを基本とする。実際の設置にあたっては、地域や事業の特性に応じて、それぞれの役割毎に別々の委員会等を設置することや、中立性の確保に留意して複数の役割を一つの委員会等が担当することが考えられる。

(2) 委員会等の役割

① 計画検討手順に対して助言等を行う委員会等

計画策定者は、計画検討手順の妥当性の確保について助言等を行うための委員会等を必要に応じて設置するものとする。

この委員会等の基本的な役割は、次のとおりである。

- ・ 計画検討手順の進め方についての助言
- ・ 計画検討手順の各手順及びスケジュールの管理

② 住民参画促進に対して助言等を行う委員会等

計画策定者は、住民・関係者等と適切なコミュニケーションの確保について助言等を行うための委員会等を必要に応じて設置するものとする。

この委員会等の基本的な役割は、次のとおりである。

- ・ 住民参画の進め方についての助言
- ・ 住民参画が適切に行われているかの確認

③ 技術・専門的検討に対して助言等を行う委員会等

計画策定者は、高度な技術・専門的判断や計画内容の合理性の確保について助言等を行うための委員会等を必要に応じて設置するものとする。

この委員会等の基本的な役割は、次のとおりである。

- ・ 技術・専門的検討に用いるデータや解析手法に対する助言

- ・ 技術・専門的検討を行うべき内容や検討にあたっての前提条件および④検討結果の妥当性の確認

なお、専門分野が社会、経済、環境等、様々な分野に渡る場合や、数多くの専門家の参加が必要な場合には、分野ごとに分科会を設けることも考えられる。

また、この技術・専門的検討に対して助言等を行う委員会等は助言や確認に留まらず、計画策定者の諮問に応じて具体的な検討や提言を行う等の役割を担うことも考えられる。

第6 その他留意事項

(1) 評価結果等の活用

当該事業における計画策定後の環境影響評価や都市計画手続きの段階においても、計画策定プロセスにおける検討の経緯を十分に勘案するとともに、計画策定プロセスの中で収集した調査結果・データ等については、有効に活用することが望ましい。

さらに、調査結果・データ等については、他の事業等においても活用が可能となるよう、既往の調査データ等に必要に応じて反映させる等、データの充実に努めることが望ましい。

(2) 事例の蓄積とガイドラインの見直し

計画策定プロセスの進め方を充実するため、本ガイドラインを踏まえた具体的な実施事例を収集・蓄積し、他の計画策定者の参考に供するとともに、社会経済の変化等に柔軟かつ適切に対応するため、策定から5年が経過した時点を目処に見直しを行い、適宜本ガイドラインの見直し、その充実に努めるものとする。

第5回 公共事業の構想段階における計画策定プロセス研究会

日時：平成20年3月24日（月）

10：00～12：00

場所：都道府県会館

4階401号室

【事務局】 それでは定刻になりましたので、ただいまから第5回公共事業の構想段階における計画策定プロセス研究会を開催させていただきたいと思っております。

委員の皆様方には、本日年度末のお忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。私は、進行をさせていただきます国土交通省大臣官房技術調査課の〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

まずお手元の資料の確認をさせていただければと思います。座席表のほかにクリップでとめているものがございまして、クリップを外していただきますと、議事次第、その次に資料1ということで第4回の主な意見整理というもの、資料2がパブリックコメントに寄せられた主な意見の概要と国土交通省の考え方、それから、資料3がパブリックコメント版ガイドライン（案）への委員意見と対応について、資料4が今回のガイドラインの案でございます。それから、参考資料1として前回の会議録がございます。それと別途机上配付ということで、A4版のものが別にあると思いますが、公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン解説（案）というものをお配りさせていただいております。もし資料のほうに不都合がございましたら、その都度、事務局のほうにおっしゃっていただければと思います。

続きまして、本日の委員の出欠の状況でございますが、本日は3名がご欠席ということでご連絡をいただいております。1名、ご出席ということですが、若干おくれられているようでございます。国土交通省側といたしましては、お手元の座席表のとおり担当を出席させていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、以後の議事につきましては、委員長のほうにお願いしたいと思います。

【委員】 それでは、これより議事を進めさせていただきたいと思っておりますが、まず最初の議題、第4回研究会での主な意見の整理ということで、ご説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料1を見ていただきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

第4回委員会を昨年の11月26日に開催させていただきましたが、それ以降、先生方のご意見を受けて修正し、修正した後パブリックコメントをかけているということでございます。ですので、この意見はパブリックコメントの前までに修正させていただいたところでございますが、前回の検討会での主な意見でございますけれども、1. 基本的な考え方、ガイドラインの運用というところについては、事業分野ごとの計画策定プロセスのガイドラインの整備においては、ガイドラインの趣旨を踏まえてといったような表現が必要じゃないかというようなこと。また、上位計画との整合性といったところが必要ではないか。また、用語のところでは、「住民・関係者等」というところに「影響を受ける」ということなんですが、「効果（公益性）や影響を受ける」といった、必ずしも影響というのがネガティブではないというようなことがわかるようにしておくべきではないかというようなことがございました。

1 ページめくって2 ページ目でございますけれども、複数案の設定、また評価項目の設定のところでは、上から2つ目の○ですけれども、事業の必要性と課題の共有の段階で、必要な観点（概要）を把握して、それを複数案の設定、評価項目の設定につなげていくという整理することが必要ではないかというようなご意見がございました。

それから、2) 複数案の比較評価については、2つ目の○ですけれども、比較評価結果をレポートや冊子等に取りまとめるということを明示すべきではないかというようなご意見もいただいております。

3) 計画案の選定でございますけれども、絞り込み案については、重視した観点や項目だけではなくて、なぜ重視したかという理由を説明することが重要ではないかというようなことでございます。

4. 技術・専門的検討につきまして、留意事項についてということで、地方公共団体の連携が書かれていないけれども、地域の情報、例えば文化財などについては自治体が持っているということなので、そこについてもしっかり明記したほうがよいのではないかとというようなこと。

それから、3 ページ目でございます。委員会等についてでございますけれども、技術・専門的検討に関する委員会等については、助言ということを行うだけではなくて、提言というのも行う役割があるのではないかとというようなこと。

それから、その他でございますけれども、データや手法が蓄積していくということが重要だということなので、そういうことをしっかり表現したらどうかというようなご意見を

いただいております。

第4回でいただきましたご意見につきましては、所要の修正をさせていただいた後、委員の皆様のご確認をとってパブコメにかけさせていただいております。ですので、どういふふうに修正したかについては、説明を省略させていただきます。

ちなみに、2ページ目のところで誤植があるかと思いますが、2ページ目の一番上の第2 計画検討手順というところですが、一番最後の行、「懸隔検討」の「懸隔」が誤植で、これは「計画検討」でございました。失礼いたしました。

前回の議事外については以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。

今のご説明について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、意見がないようでございますが、また後ほど、これに関連したご意見、気づかれたらおっしゃっていただいても結構ですので、次に参りたいと思います。

では、次の議題のパブリックコメントに寄せられた意見と、国土交通省の考え方（案）についてということで、こちらの説明をお願いいたします。

【事務局】 そうしましたら、資料2と資料4を使いましてご説明させていただきたいと思っております。資料2につきましては、パブリックコメントで寄せられた主な概要と、国土交通省の考え方をまとめたものでございますが、まず初めに、資料2をめぐっていただきますと、国土交通省の考え方というところが、黄色く塗っている部分と塗っていない部分がございますが、塗った部分については、パブリックコメントのご意見を受けて、ガイドラインの本文を修正しているところ、色を塗っていない部分は、基本的にはご意見の考え方が、現在でのガイドラインの中にも反映されているということで修正はしておりませんが、国土交通省の考え方はこうですよというものをご説明させていただいておりますので、まず初めに資料2の中の黄色く塗られていない部分のところを先にご説明させていただきたいと思っております。

それでは、資料2の1ページ目でございますけれども、一番上の「全般」というところで、ご意見といたしましては、「戦略的環境アセスメントと並行して実施される場合が多いと予想されるが、別々に実施するようなことはせず、共同で実施できるように配慮すべきである」というようなご意見をいただいております。これは全般的な考え方ですが、資料4のガイドラインの1ページ目をおめくりいただきますと、「はじめに」というところで、

一番下でございますが、本ガイドラインというものについては、「いわゆる戦略的環境アセスメントを内包するものとなっている」というようなことを記述しております。これについては後ほどご説明もさせていただきますが、基本的にはこの計画策定プロセスを実施することによって、SEAというものも実質的には並行して行われるということなので、別々に、ばらばらにやっていくというようなこと、二重に手間がかかるというようなことは考えておりませんというようなことを、国土交通省の考え方のところに示させていただいております。

それから、2つ目でございますが、「事業者が対象事業を選別するようなことを避けるため、計画事業の策定段階を有するすべての事業を適用対象とすべきである」ということでございます。これは、本文でいきますと、ガイドラインの運用の2ページ目の(2)の①、それから②のあたりに相当するところでございますけれども、基本的に、本ガイドラインの運用ということにつきましては、ガイドラインのほうの2ページの①に書いてございますように、国土交通省所管の国が実施する事業のうち、「国民生活、社会経済又は環境への影響が大きいものに関係する計画の構想段階にあるものに適用する」ということで、さまざまな社会的に影響を与えるものについて実施するということを書いております。おのおのの内容については、「各事業において対象範囲を定めるものとする」というような書き方をしております。

また、次の②のところにも、「計画策定者は、事業の特性や事案の性質、地域の実情を勘案しつつ、事業の規模等に十分配慮」して最適にやっていきなさいということと、一律にすべきではないというようなことも書いてございます。というようなことで、基本的には影響に大きなものをやるというようなことを考えているということと、必要に応じて、各事業でどの程度の規模をやるかということについても定めていくというようなこと。それと、最適なものについては個別の事情に応じてやっていくと、計画策定プロセスを追求していくことが重要だというようなことでございますので、一律にすべてをやりますというような書き方をすることにはしておりません。

ただいまご連絡がありまして、〇〇先生ご欠席ということでございます。

3つ目でございますが、資料2のほうの1ページ目の3つ目から、2ページ目の一番上にかかるものは、だれがするのかというようなこと、地方公共団体もちゃんとしっかりするのかというようなご意見でございますけれども、まず、3つ目のご意見は、公団等も実際やるべきではないかというようなご意見をいただいております。これについては、基本

的に公団というものにつきましては、平成13年の特殊法人整理等の合理化計画に基づいて、現在は独法もしくは特殊会社、株式会社等に改組されているということでございます。またこれは、国等が実施する事業のうち国が計画を定めるということでありまして、国が構想段階の計画を定めるけれども、実際にやる時には特殊会社がするとかさまざまなケースが考えられようかと思いますが、基本的には、国が計画策定者になるものについてはすべてするというようなことで整理をさせていただいております。

それから、資料2の1ページ目の一番下と、2ページ目の一番上のご意見ですけれども、これは地方公共団体が実施する事業についてどうかと、国に準じてするということですが、形骸化しないように実効ある対応をお願いするというご意見であるとか、2ページ目の一番上にあるように、「期待している」とあるが、もうちょっと、「努める」とか「強化する」ということができないだろうかというようなことでございます。これについては、2ページ目の上にもちょっと書かせていただいておりますが、今現在の地方分権推進改革法の基本理念というところで考えると、国が地方公共団体の事業に対してここまでやりなさいというようなことを書くということについては、若干難しいのではないかとということで、期待するという表現をさせていただいておりますけれども、このガイドラインが定められましたら、本ガイドラインを配布するとか、考え方をしっかりと周知するというようなことをさせていただく中で、地方公共団体の取り組みの促進、それから支援というものも考えていきたいと思っております。

それから、ガイドラインへの意見の2ページ目の上から2つ目、3つ目の枠でございますけれども、これはSEA、環境アセスメントとの関係についてご意見をいただいております。2つ目の箱については、環境省の戦略的環境アセスメントのガイドラインでは、地方公共団体の環境部局から、環境保全の見地から意見を聞くべきではないかというようなこと。それから、3つ目の箱の中では、環境省のガイドラインでは、環境省は計画策定者の求めに応じて意見を述べるということになっているが、環境省の関与について何らかの規定を設けるべきというようなことをいただいております。ご意見でございますけれども、まず、本ガイドラインでございますけれども、当然環境の保全の見地はもちろんのことでございますが、社会面、経済面等々のさまざまな観点から総合的に判断していくんだと、そういう中で計画策定をしていくんだというような考え方を示しております。その中で、地方公共団体のご意見ということの中では、計画検討手順の中で実際に地方公共団体としてしっかり連携をしていきながら、意見交換を十分行いながらやっていきなさいということ

書かせていただいております、地方公共団体からは、当然環境部局の意見も踏まえて意見交換され、十分調整が行われるものというようなことであります。

それから、環境省の関与ということで、環境省のガイドラインでは、「計画策定者等の求めに応じて云々」という表現が書いてあるということですが、こちらも同様ですが、総合的に判断していくという中で、当然環境保全の見地も対応されるというようなことですが、そういう中で、第4の留意事項の中で、「必要に応じて関係行政機関等に対する意見聴取を行う」ということになっております。当然これは、環境の見地であれば環境省の方々のご意見を聞くということもございまして、ほかの行政機関のご意見も聞くということになりますので、ご意見のご趣旨については反映されているということですが、

それから、黄色い部分を2つ飛ばさせていただきます、一番下でございます。ここについては、委員会等というものの構成についてのご意見をいただいております。委員会等の構成については、学者だけではなく、実務経験のある有識者や実業界からも人選すべきではないか、また、委員の選定に当たっては、公募による人選も検討すべきではないかというようなご意見をいただいております。本ガイドラインの中では学識経験者等ということで、代表的に学識経験者を表現させていただいておりますが、当然実務経験者というようなものも、必要であれば含まれると考えております。また、委員会等の人選に当たっては、地域や事業の特性に応じて役割を明確にして、その役割に応じた幅広い分野からバランスよく人選されるということが必要だという趣旨を、ガイドラインの中にも表現させていただいております、基本的に委員会等の設置に当たっては、幅広くさまざまな意見が反映できるよう、また、中立性が確保できるよう委員会等を設置していくというようなことで考えてございます。

ページをめくらせていただきます、3ページ目でございます。3ページ目の上から2つ目、3つ目でございますが、これは特に検討すべきときの項目についてご意見をいただいております。2つ目の枠については、環境省のガイドラインに沿って、環境基本法に定める大気環境等云々の評価の必要性を記載すべきではないかというようなこと。それから3つ目ですが、景観に係る評価基準についても、客観的指標を保証した上で盛り込むべきではないかというようなことですが、これにつきましては、基本的にはこの本ガイドラインというものについては、構想段階の計画策定プロセスを実施する際の横断的な考え方を示すというようなことであります。また、その地域の特性であるとか、事業の特性

によって、さまざま評価項目というものが変わってくるのではないかと考えておりますので、ここでは詳細の評価項目について記載はしておりませんが、当然実施していく場合に当たって、評価項目を選定する場面がございますので、そのときには住民・関係者等のご意見であるとか、委員会等、それから技術・専門的検討の中から必要な項目が出てきて、しっかり検討されるということでございまして、今回はその詳細まではこのガイドラインの中では触れないというような整理をさせていただいております。

それから3ページ目の上から4つ目でございますけれども、「計画策定者自身が計画案を選定することとなっているが、この場合、計画案の選定が恣意的なものとならないように、計画の目標や理念、評価基準をあらかじめ設定し、評価結果を判断する必要がある」というようなご意見をいただいております。これは、ガイドラインのほうを見ていただきますと、資料4の7ページをお開きいただければと思いますが、計画検討手順というような中で、7ページの一番下の(6)計画案の選定というところでございまして、「計画策定者は、自らの責任の下、総合的な観点により～複数案の中から計画案を選定する」と書かせていただいております。という中で、計画策定者自身が計画案を選定するという点についての恣意性がなくなるようなことが必要だというご意見であります。このガイドライン自体が、実際に計画検討手順、それから委員会、住民参画促進、それと技術・専門的検討というさまざま手順を設けて、委員会等の審議をいただきながらやっていくという中で、実際に複数案を設定し、評価項目を設定し、比較評価をし、計画案を選定するところを、客観性、透明性を確保しながらやっているという趣旨でつくられてございまして、この手順を踏んでいくことによって、その計画策定者の恣意性を排除できるというようなことで構成させていただいているということで考えております。ということですので、この手順に従ってやっていくということが恣意性の排除というものにつながるんだという構成にさせていただいているところでございます。

それから、3ページ目の上から5つ目、下から3つ目でございますけれども、これにつきましては、実際に計画の策定をしていく期限や、段階ごとの「時期」を設定すべきとされているが、「時期」を定めるのではなくて、クリアすべき「目標」や「中間目標」を設定し、その達成をもって段階へ進むということが重要ではないかというご意見をいただいております。これは、ガイドラインでいきますと、8ページ目を開いていただきますと、8ページ目の(8)留意事項、①計画検討手順の管理というところでございます。計画策定者は、適切かつ効率的に実施するために手順全体の管理を行うというところで、時

期の設定等についての表現をさせていただいております。これは委員会の中でご意見があったのは、やはりプロジェクトを進めていく上で、野方図に時間がかかるような管理をしていくということは非常に不経済であるし、効率的ではないだろうと、何らかの時間的な管理が必要ではないかというようなご意見がありました。ただ、時間を区切ってしまって、次々と進んでしまって、計画の恣意性等が排除されないようなことも困るなというようなことでございます。そういう中で、ここの中には、効率性を確保するために目標の時期を設定するというのも当然するんですけども、なお書きのところで、「計画検討の状況によっては、前の手順にもどって検討を行うことも必要である」というようなことで、対立する2つの事項をバランスよく進めていくと、その進めていくことについては、委員会等で計画検討手順に対する助言もいただくというようなことで、強引な計画策定がなされるということを排除できるというような形で整理させていただいているところであります。

それから、3ページ目の下から2つ目ではありますが、国際機関の意見についても配慮されるべきだということもございますが、ここについては、住民参画促進や必要な関係機関との意見調整という中で、必要であるならば国際機関の意見を把握するという点については可能ではないかということでもあります。

おめくりをいただきまして4ページ目でございますけれども、4ページ目につきましては、「コミュニケーションの実施については、インターネットが十分に普及されていない状況では、インターネットだけに限定せず、複数の手段を活用すべき」とであるというようなことでもあります。ここにつきましては、私どももそういうふうを考えておりまして、「コミュニケーション手法の選択及び実施においては、適切な段階ごとに『情報提供』『意見把握』『意見の整理と対応の公表』を複数の手法を組み合わせる」というようなことを表現させていただいております。双方向のコミュニケーションの実施をしていけるということで考えております。

それから、1つ飛びまして、上から3つ目の枠でございますが、これも国際的な方々の関与ということができるのかというご意見でございますが、これにつきましても、先ほどと同様でありますけれども、技術的・専門的検討であるとか、住民参画促進の中で、国際的な意見というものを把握する、また関係者のご意見を把握するという点で可能であると考えております。

あと、一番下でございますが、2つご意見をいただいておりますが、本ガイドラインに対する直接のご意見ではございませんけれども、私ども国土交通省の行政を行っていく上

で、適切に対応していきたいと考えてございます。

以上でございます。

【委員】 ここまでの説明に対して、何かご意見がございましたらよろしくお願ひします。いかがでしょうか。

【委員】 一つ教えていただきたいのが、そんなにも問題はないと思うんですけども、今のお答えでわかったんですけども、ガイドラインというものの性格というのは、例えば各省庁がガイドラインをつくるわけですね。そうすると、例えば2ページの環境省のガイドラインというのがある、私自身はこれについてよく知らないんですけども、向こうからの意見としては、ガイドラインにはこう書いてあると、それがこの内容の中に含まれていなくておかしいじゃないかという、各省庁が出されるガイドラインの整合性というのは、どこまでとらなくちゃいけないのか。変な質問なんですけれども、法になると当然すべてきちんと整理されないとおかしいですね。でも、ガイドラインというのは、各省庁がおのおのの考え方の中で提出するものであって、どちらが上にくるというものでもなさそうな感じがするんですけども、その辺はどうやって整合性を見ていけばいいんですか、どの程度整合性を見ていけばいいんですか。

【事務局】 環境省のガイドラインにつきましては、昨年3月末に環境省がされている委員会という形で出されたと認識しております。我々は、今回つくらせていただいているガイドラインでございますけれども、国土交通省が実際に事業を行っていくときに、こういう考え方でやっていくんだということを、国土交通省がみずからやっていくんだということの関係を示させていただいているものであって、それと環境省との関係でいくと、先ほど言われたように法律という形になっているものではないので、この我々がつくっているガイドラインを、他省庁がやっているすべての公共事業に対して適用してくださいというようなことを考えているものではございません。ただ、少なくとも、我々の所管している事業、また補助等をやっている国土交通省所管のところについては、こういうものでやっていただきたいというような形のご要請はさせていただきたいと思っておりますが、他省庁がやっておられるものについてまで拘束力があるものとは考えておりません。

【委員】 逆に、環境省側から見てもそういうことは言えるということですね。つまり、環境省から見て、このガイドラインに書いてあることが、環境省のガイドラインに書いてあることが仮にも上位に位置づけられるわけでない。ただ、名前がいわゆる戦略アセス

という環境アセスなものですから、そちらのやつとの整合性をとらなくちゃいけないのかなとふと思ったんですけれども。

【事務局】 そこについては、どちらが上位だというようなことで考えているわけではありません。

【委員】 でしょうね。

【事務局】 繰り返しになりますけれども、このガイドラインについては、国土交通省のものについて所管されるということであります。環境省のガイドラインは、少なくとも他省庁がやられる事業についてご要請をしたいという趣旨で書かれているということではありますけれども、すべてがすべて省庁間協議を整えてということでもございませんので、そこについては、今後どのような形で進めていくかということについては、環境省との話し合いをさせていただくこともあろうかと思いますが、今回のガイドラインにつきましては、国土交通省の内部で実施していくというようなことでございます。

【委員】 はい。

【委員】 ちょっとよろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【委員】 私はその戦略アセスの委員会に入っていたので、ちょっと意見を述べますと、環境省は、さまざまな自分のところが実施する事業でないものについても、環境保全的な観点からガイドラインを決めようという形で、直接縛るということではなしに、基本的な考え方を示されたという気がします。だから、上位とかそういうことではなくて、基本的な考え方を委員会で決めたと。だからといって、それは法的拘束力がないから各省庁がないがしろにしているものではないと思うんだけど、今言われたように、省庁協議が十分されているかどうかというのは、多分行政上の問題なんだけれども、それにかかわらない人間としては、やはり、戦略アセスに関する学識者が集まって十分検討して出したガイドラインですので、尊重いただけるのはありがたいなと思います。第1についても、第2についてもと言いますか、ここに書いてある、例えば地方公共団体の環境部局が意見を述べるとか、あるいは地方公共団体の意見は、専門家の活用とかそういうこととか、もう一つは環境省が必要に応じて意見を述べるというようなことは、今回の国土交通省のガイドラインの中に、例えば地方公共団体の連携とか、あるいは関係行政機関との意見のやりとりという形で書き込まれていると理解していると。すなわち、SEAのガイドラインを逸脱しているものではないという気がするんですけれども。だから、逸脱していない、ただ

戦略アセスが特化して前出しにしていないということだという気がします。だから、今のところ、特に委員会に出た者として、国土交通省のガイドラインが出たにもかかわらず、国土交通省のものが少しずれているという見方はしていません。

ただ、ちょっと気になる場所なんですけれども、SEAの委員会のほうでは、やはり環境にかかわる大事なものとして、評価項目なんかはかなり書き込んでいますね。さっき3ページ目にありましたように、生態系とか景観とか特出しして、そういうものの項目のガイダンスをしているけれども、今回はやはりなかなか書けなかったと。すなわち、環境面も、社会面も、経済面もさまざまな面を集めて、いわゆる構想段階からアセスをしようという策定の仕方を決めていこうということなので、そういうところを書き込めなかったんだけれども、例えば環境面に関しては基本的な柱というのはやはり必要だと思いますので、ちょっと思ったんですけれども、資料4の3ページの④の、今後事業ごとにマニュアルをつくっていくときには、やはり環境面ではこういった項目を出し、生態系の観点とか、あるいは景観の観点とかということまで出したようなものが具体的に出てこないといけないし、それは必ずしも環境面でなくて、その他の社会的側面とかそういうようなものについても、構想段階で柱となるようなものを項目立てしていくような、すなわち、環境省のSEAのガイドラインぐらいのレベルの他の項目についても書くような努力をしてもらえればと思いますので、④には「必要な場合には」と書いてあるんだけれども、やはり事業ごとに、もう少しSEAで環境について書いているぐらいのレベルで、環境以外の面についても書けるようなガイドラインというのをつくる必要があるという気がします。

それに先立って、今回我々がここで議論して、さまざまな側面から、構想段階から公共事業の計画策定についてのプロセスを決めていくということは、それなりに意味のあったことで、それを踏まえて、やはり事業ごとにもう少し柱のしっかりしてものがつくられるということが、私は重要ではないかなという気がしました。

取りまとめますと、SEAとの関連で関係部局の意見とかということについては、お答えになったとおり、それについては、連携とか協力で他部局あるいは他行政機関という形で、地方公共団体とか書いてありますからそれは結構なんですけれども、④に関してどこかに書いていましたね、資料4の④について説明されたとき、そういうことは必要に応じてつくりますと、どこでしたかね。

【事務局】 ④というと、ガイドライン、マニュアルをつくるという話でしたか。

【委員】 そうですね、事業についてマニュアルというよりも、必要に応じてというこ

とを少し省いて、もう少し今回議論したことよりも評価の柱がしっかりしたものをつくっていくことが、必要に応じてではなくて、必要だという気が私はします。今まで出た意見を踏まえてもそういうことかなと。すなわち、評価しますとか、前もってアセスしますと言っているんだけど、柱がどういうものを全く書いていないということは、それより以前の枠組みを決めただけで、次の段階の事業ごとのマニュアルではそういったことをつくるんですということが、どこかにあらわれているのがいいのかなという気がいたしました。以上です。

【委員】 どうですかね、それではこちらが先、関連しているんですね。

【委員】 関連していますけれども、そういう意味で、ちょっと言葉の問題になってしまいうんですけれども、多分、誤解を招くのかなと思ったのは、先ほどご指摘があったんですけれども、1ページの「はじめに」の最後の行の「内包」という言葉が、やっぱり人によって違う考えがあって、環境アセスに関するさまざまな考え方もここにちゃんと入りますから問題ないですよととる人もいるし、ガイドラインというものが、今回のこの公共事業プロセスの中の一構成要素的な含まれるという、内包が、含む、中に入っちゃうという意味にとられてしまうと、こんなのは一構成要素だと思われちゃう。今のご説明だと、それは別に上下関係はないというお話だったんですけれども、そういうようにこの言葉がとられてしまうのかなという気がするんですね。だから、内包という言葉、包み込んでしまうという話、含まれるという話ではない何か違う表現、言い方ですよ。今ちょっと全くの思いつきですけれども、例えば、ちゃんと整合性がとれていますとか、あるいは、同調したものになっているとか、何か協働みたいなものであったりとか、そういう言葉で包含関係があまり出てこないようにすると、そういう誤解を招かないのかなという気がするんです。何かここは言葉を変えたほうがいいのかという気がしていますけれども。

【委員】 今ご指摘があったのは、1ページ目の「内包」ということ、それから3ページ目の④の「必要な場合には」というところの表現の問題ですね。

環境アセスとの関係に関しては、先生のご説明で正鵠を得ているのではないかと思うんですけれども、事務局のほう、この2点、何かご意見ございますでしょうか。

【事務局】 各事業ごとのガイドラインの件でございますけれども、実際にどこまでの評価項目を現時点でマニュアルとして作成できるかというところについては、各局の意見もまだ把握しているわけではないので、例えばここで抱えている環境のところをどういふふうに変えていけばいいのか、また、どういふふうにつくっていけばいいのかということ

についての整合は、関係部局とお話をさせていただいた上で、表現は考えたいと思います。

あと、内包という言葉でございますけれども、そこどころが包含関係がいいのか、それとも実際には戦略的環境アセスメントをどう実施しているというか、ちょっとそこも、今にわかにはちょっと言葉が出てこないんですが、ご指摘をちょっと見たいと思います。

【委員】 今の最後の点、先生のご発言、正確に私は理解していないんじゃないかとちょっと思うんですけれども、先生のおっしゃっていることが、戦略的環境アセスメントガイドラインを内包しているか、していないかという議論だったら、それはやっぱり改めるべきだと思うんですけれども、今回のここに書かれていることは、「戦略的環境アセスメントを内包する」ですね。ここでいっているアセスメントととめている意味は、環境アセスメントという行為、プロセスをこのプロセスの中に内包しているということをいっているので、環境省のつくった——私もかかわっていましたが——共通的ガイドラインというそのガイドラインそのものを内包しているか、していないかということではなくて、そこが私の言葉に対する理解なんですけれども、そういう理解の上に立って、しかし変えたほうがいいとおっしゃっているのか、あるいは、先ほど来の、ガイドラインが向こうにもあり、こっちにもあると、それから今度、部局別にもつくらなければいけないという、こういうようないろいろなところにガイドラインがあるという中の、ガイドライン間の内包みたいな関係のことをご懸念されたのか、ちょっとそちらによるんですけれども、私の理解は今申しあげたようなことなんです。

【委員】 私が申しあげたかったのは、最初にどっちが上位か下位かという話があって、それはないということだったんですけれども、私が懸念したのは、内包という言葉あると、何かそこで全体の中に入っているという、上と下の関係になってしまうんじゃないかと思ってしまう人がいるんじゃないかという懸念なんです。だから、単に、私の勘違いならばいいんですけれども、もしもそういうふうにと読んでいくと、中に入っているということは、こちらの公共事業プロセスのほうが上にあって、その中に入っているものだというふうにとる人がいたら心配だなという意味なんです。

【委員】 なるほど、わかりました、そうか。そうすると、多分、上か下かではないんですけれども、一方で、やはり全体と部分という関係はあり得て、社会・経済・環境という3要素で今回ずっとつくってきましたね、そういう意味での計画プロセスだと。だから、SEAは、そうはいつでもやはりかなり環境に特化しなきゃいけない使命を持っています

ので、それを埋没させてはいけないということだし。だから、その点では、どうしても全体と一部という関係になるので、今回のプロセスが包含していないとまずいんですね。

ついでに言うと、先ほど先生のお話にもあったけれども、多分、今後これに合わせて各部署がこれと整合するような形で、各部署の持っておられるガイドラインを更新するときには、今申しあげたようなSEAを内包するかしないかみたいな、そこが大きなポイントになってきて、そこをやはりやっていないという形のガイドラインしかないとなれば、やはりそこはこれと整合していないということになると思うんですね。だから、各部署として検討されるときには、多分、これはSEAというものをちゃんと実行しているのは、少なくとも実行していることにはなっているんだと。それ以上のことは、やらなきゃいけないことは事業官庁としてやっているけれども、少なくともその行為、プロセスの中にはSEA部分はちゃんと入っているんだということが説明できないとだめだと思うんですね。

【委員】 ですから、ほんとうにそういうことがちゃんとこの言葉に凝縮されて理解されていれば、私は、これは全然変える必要はないと思っているんですけども。ただ、そういう人がいたら困るかなということの意味です。ですから、決してこの言葉がよくないと言っているわけではないという意味ですけどもね。

【委員】 ここは実は、私も最初のころから何かひっかかっているところがあって、内包するという言葉はなかなかふだん使わない言葉ですよ。論文でも使わないかな。だから、できたらわかりやすい言葉のほうがいいかなと、おっしゃっている意味はそのとおりだと思うんですね。そう思っているいろいろ考えていたんですけども、今までまだいい思いつきが出てきていないというのも事実で。今回が最後なんですけども、もし何かもっとうい、わかりやすい言葉に変えられたら、変えていただいたほうがありがたいと思うんですが。ここの言葉の意味がどういう意味を持っているかというのは、もう大体合意形成がとれていると思うんですね。

それから、後ろの「必要な場合には」というのも、今おっしゃったことは皆わかっているんで、パッと読んだときに、必要なときだけやると読み取れはしないかなというご懸念があるということですね。我々、これは何回も何回も読んでるので、これは当然のように読んでしまっているので、初めてこれを読む人がどう受け取れるかということで、その辺も考える必要があるんじゃないかなという。その辺も多分、何回も何回もご検討されたんだと思いますけれども、その辺をちょっと。

【事務局】 今回のガイドラインで表現できる事項が、非常にたくさんの議論をいただ

いていて、ここに全部盛り込むというのは難しいなと考えておりました、机上配付をさせていただいているんですけれども、やっぱり解説案というのをつくと、読まれる方にはこの議論が伝わらないだろうということで、机上配付させていただいているプロセスガイドライン解説（案）というのをつくと考えております。

その基本的な考え方のところの、(1)ガイドラインの目的というところだけを、今議論を踏まえて、こんな形のものがないと伝わらないだろうなということではありますが、例えば今のご議論みたいなものが、これはページを打っておりませんが、一番最後のページに、本ガイドラインと戦略的環境アセスメント（SEA）との関係というところを書いて、こういうところに、じゃあ内包しているという意味はどういう意味なのかというようなことを、しっかり解説していくということで伝えていくということも重要なのではないかと考えているところであります。

【委員】 この内包するというのは、私がわかっていないのかもしれないんだけど、ここでいう計画策定プロセスの中で、現実には戦略的環境アセスについてもやっちゃうんだよということなんだと、そういうことなんですよ。

【事務局】 そうです。

【委員】 だから、このプロセスの中で戦略的環境アセスもやっちゃいますとはっきり書けば、そうであれば、さっきも言ったように、やはりもう少し方向性が見えていないところが若干あるので、ガイドラインはもう少し詳しいものをつくといけないねという議論になるんだけど、それはおたくが言われたように、国土交通省の中でも各事業とか各部局の中でまだ十分にそのところは整合がとれていないので、どんなことが書けるかわからないというところはあるんだけど、そういう努力はしていただくということで、やはりほんとにアセスする、それは環境面だけではなくて社会面も含めてアセスするためには、評価軸とかを示していかないと、先ほどの意見の中にも、委員会とか策定が恣意的な方向に流れる心配があって、そのためには評価軸をしっかり持つておかねといけませんという感じの意見もあったと思うんですけれども、やっぱり、今回のプロセスだけを決めるガイドラインだけでは、ちょっと心配される向きがあるとすればそこなんだなという気がするんです。だからしっかり書くには、このプロセスで、実は戦略環境アセスもこの中でやっていきたいんだと書けばどうなんですかね、内包するという表現、難しい表現になる——それはそれで難しいのかな。

【事務局】 意図的には、このプロセスをやる中で、環境面についても十分に整理をし

て、委員会の中でもご意見がありましたように、それをしっかり資料として取りまとめていくという過程を入れておりますので、この過程をしっかりとすることによってSEAというものもしっかりされるんだという理解であります。そこと、言われた、じゃあ各事業がどういうガイドラインで、どういう評価項目でやるのかということの提示がないと、そここのところの担保がとれていないといえますか、心配だなというご指摘も理解はさせていただきますので、そここのところをちょっとどうするか、この内包という言葉と、それから、各事業特性に応じたマニュアル、ガイドラインの作成というところについては、若干担当部局とも議論させていただいて、最終的に委員長とも相談させていただきながら、この修正は、するかどうかも含めて検討させていただければと思います。

【委員】 私は、解説編を出されるということであれば、その中で難しい言葉とか、誤解を生むような表現については、解説のほうで述べられるということでも了解します。

【委員】 私は、今ので結構だと思うんですね。言葉の問題として考えるのはぜひわかりやすい言葉にすればいいと思うんですけども、しかし一方で、ここはちょっと微妙なのは、SEAプロセスというものを完全に分離した形で、この中に組み込んでいない、同時に行っていくんだということをやっているから、経済面、社会面、環境面、さまざまなところが絡み合いながら進めていくという、そこにPIもあれば技術検討もあるという、こういう全体が流れているので、特出しするということは、今のこのガイドラインの中からはそんなに簡単ではないという、今回のガイドラインの構成に配慮してまとめざるを得ないなという気がします。その言葉として適切な言葉が、内包ではなくていい言葉があるか、ないかという、こういう言葉の問題としてとらえるのかなという気がしますけれども。

【委員】 今のお話、次の議題にも相当踏み込んできているんですけども、3個目の話に関しては以上でよろしゅうございますか。ほかにあるかどうかということですが。

じゃあ、③ガイドライン（案）についてというところに移りたいと思います。じゃあ、ご説明をよろしくをお願いします。

【事務局】 そうしましたら、ガイドライン最終版のご説明をさせていただきます。その中で、どういうご意見をいただいてこういう修正がなされたかということ、順を追ってご説明させていただきますので、資料4を順番に見ながら、適宜資料2と資料3を使ってご説明させていただきます。

まず、資料4の1ページ目をお開きいただきますと、まず、「はじめに」というところですが、ここで修正して削除しているものが青い字になっていまして、横線で消されている

というのが修正の仕方でございます。ここの1ページ目の「はじめに」の一番下の、「住民参画の下で」というのが、これはちょっとその下の行にも「住民参画のもとで進めていく」と2つ表現されているので、これは二重で表現していたので取りましたということであり
ます。

次であります、2ページ目であります。これについては、資料3を見ていただければ
と思います。パブコメ後に委員の皆様方からいただいた意見ということなんですけれども、
資料3の意見1というところで、「ガイドラインで定められている計画策定プロセスの手順
の概要や、その手順を実施することによる効果を前段で記述すべき」だということであり
ます。どういうことが実際にされるのかという概要を書いたらどうかというご意見であり
ますが、それにつきましては、2ページ目ではありますが、赤く表現させていただいて
いるところでもあります。その前に、本ガイドラインは、「基本的な考え方や留意事項をとりま
めたものである」で切らせていただいて、「標準的な計画策定プロセスとして、複数案や評
価項目の設定、複数案の比較評価、計画案の選定等の手順を、対象事業の特性に応じた住
民参画や委員会等の関与の下、計画を策定していることとしており」、ここまでが概要です。
効果ですけれども、「これらの計画策定プロセスを実施することにより、社会面、経済面、
環境面等のさまざまな観点から総合的に検討された合理的な計画を導き出すことが可能と
なる」ということで、概要と効果をここで表記させていただいたというようなことござ
います。

続きまして、3ページ目ではありますが、3ページ目の⑤のところで修正をさせていただ
いておりますが、これについては、資料2の2ページ目のご意見であります。パブコメの
ほうのご意見では、「国土交通省内部のコミュニケーションの円滑化や関係省庁間の連携に
ついて記述すべき」ということでもあります。国土交通省内部の意思疎通ということにつ
いては当然やっていきますということでございますけれども、関係省庁との関係におい
ては、まず、必要に応じて意見を聴取するという表現も書かせていただいているところ
であります。ここの⑤のところで、地方公共団体と連携して行って、上位計画との整合性、
それから、地方公共団体の計画、それと関係行政機関との整合性というものを入れさせ
ていただいて、しっかり連携を図っていくということでもあります。例えば、土地改良事業
の長期計画であるとか、廃棄物処理の施設の整備計画であるとか、他省庁が計画を持っ
てございますので、それとの連携も図っていくというようなことを表現させていただけば
と
考えて修正をしているところでもあります。

それから、ガイドラインの4ページ目ですが、これは資料2のパブコメのほうの意見の2ページの下から2つ目でございますけれども、「諸元」という言葉がなかなか聞きなれないなということで、ここは軸として、「基本的な『事項』」についてということで修正をさせていただきます。

それから、5ページ目でございますけれども、これは資料2の3ページ目の一番上の黄色い枠囲いをしているところですが、技術・専門的検討の用語の中で、なお書き以降がちょっとわかりづらいというご意見がございましたので、ここについては、「技術・専門的検討においては、理学や工学等の自然科学分野、社会学や経済学等の社会科学分野、考古学等の人文科学分野の専門的な検討を行うこととする」ということで、ちょっと表現を変えさせていただきます。内容の変更ではございません。

それから、ガイドラインのほうの6ページ目でございます。6ページ目が、「第2 計画検討手順」の(1)、(2)のところが修正に入っておりますが、これは資料3の委員会のご意見ということであります。資料3の意見2というところなんですけど、スコーピングの概念が計画検討発議の部分に書かれているけれども、そこでスコーピングが必ずしも一致するわけではないので、その重要性を強調するために表現を検討していただけないかというご意見がございました。これにつきましては、検討の内容や対象地域を定めるというところを、発議の段階でできてしまう、スコーピングのようなものがこの段階でできてしまうということではないのではないかというようなご意見であります。ここについては、複数案の設定をすとか、評価項目を設定するとかというような、実際の計画検討手順を進めていく各段階においてスコーピングがなされていくという性格もございますので、ここについては、(2) 事業の必要性と課題の共有というところで、「また」以下のところを修正させていただきます。ここについては、「また、把握した住民・関係者等の意見の概要を、具体的な検討内容や検討対象地域の設定、複数案や評価項目の設定、評価手法の選定の際の参考とするものとする」ということで、スコーピングという概念を全面にこのガイドラインの中で打ち出すわけではありませんが、こういう計画検討手順をしっかり進めていく段階でいろいろなご意見、いろいろな人の関与を得ながら絞り込んでいって、計画を導き出すということであるということに修正をさせていただければと思います。

それと、8ページ目でありますけれども、ここは、7ページ目との関係で、先ほどのだれが責任を持って計画案を選定するのかというようなことが、7ページ目の下では、「自らの責任の下」計画案を選定すると書いていて、ここは何か主語とあれが実際に合っていま

せんでしたので、これは「選定した」という形で修正させていただいております。

それから、9ページ目のところでありますが、これは資料2の中の3ページ目の一番下の黄色く色塗りをさせていただいているところで、「事業への関心」という言葉がちょっと抽象的でわかりづらいなというご意見をいただきました。ここは何を表現したところかという、住民・関係者等の対象範囲の把握、どこの方々までが住民・関係者なのかと、住民参画促進をする対象なのかということを実際に把握しなさいということの中で、事業への関心という書き方をしておりますが、「事業そのものや、影響・効果に対する関心の度合」ということで、もうちょっとわかりやすく表現をさせていただいております。

続きまして、11ページ目でございます。これは、11ページ目と、それから14ページ目の一番上の赤い枠囲いのところが対象になっておりますが、パブコメの意見でいきますと、資料2の4ページ目の上から2つ目の枠囲いのところ、黄色く色を塗らせていただいているところのご意見に対する修正ということですが、ご意見は、「技術・専門的検討において、計画の前提条件について公表することになっているが、公表のみでなく、前提条件についても検討することを明記すべき」ではないかというようなこと。それと、技術・専門的検討に助言を行う委員会等においても、そういうことをしっかり議論していただく必要があるのではないかというようなことでございます。これにつきましての考え方でありますけれども、まず、ガイドラインの11ページ目の(1)のところで、技術・専門的検討内容の整理ということで、まず、検討内容を整理するときに、「技術・専門的見地から検討を行うべき内容や検討にあたっての前提条件を整理し」という表現をここに入れさせていただいております。14ページ目の一番上でございますが、14ページ目は、委員会等の項目の中の技術・専門的検討に対して助言等を行う委員会等は何をするのかというような中で、一つは、技術・専門的検討に用いるデータや解析手法に対する助言をするということと並んで、14ページの一番上にあるように、「技術・専門的検討を行うべき内容や検討にあたっての前提条件および検討の結果の妥当性を確認する」ということが技術・専門的検討を行う委員会ですべきことではないかという修正をさせていただいております。

この前提条件というものの考え方なんですけれども、基本的に計画策定者が決めるべきもの、例えば河川整備計画であれば、二、三十年後のことについての、二、三十年後にどう整備をするかということを書くということでもありますけれども、その二、三十年後というのは当然計画策定者が定めるべきですけれども、その二、三十年後に、じゃあ気象がど

うなっているのかとか、人口動態がどうなのかという前提条件については、やはり技術・専門的検討の中で議論いただくということもあるということで、前提条件自体の幅が広うございますけれども、ここについては、技術・専門的検討を行うに当たっての前提条件については、やはり委員会等においても議論していただく必要があるのかということで、入れさせていただきます。

それと、ガイドラインの15ページ目の一番最後でございますけれども、ご意見としては、資料2の4ページ目の下から2つ目でございますが、今後の目標を含む具体的な行程を示すべきだと。見直し規定を設けているけれども、見直しの時期を設定すべきであるということでもあります。ここについては、15ページ目の(2)事例の蓄積とガイドラインの見直しでございますけれども、赤く塗っているところで、「社会経済の変化等に柔軟かつ適切に対応するため、策定から5年が経過した時点を目処に見直しを行い、その充実を図るものとする」と、5年後に見直しをさせていただくということにさせていただいております。5年というものが、何年がいいのかという議論がありますが、中期計画等々5年という計画期間もございますし、また、関係部局が実際にマニュアル等を定めるということもございますし、事例を積み重ねるということで、今回は5年ということで修正をさせていただければと考えております。

以上がパブコメ、それからパブコメ後にパブコメ案に対する委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて修正させていただいているところでございます。以上でございます。

【委員】 それでは、これまでの説明についてご意見をお願いいたします。いかがですか。

【委員】 事前の説明において「前提条件」なんですけれども、今事務局が説明されたことというのは、一種のシナリオですよ。Aというシナリオで、例えば人口は二、三十年後にこのぐらいになるだろうとか、もしくは地球温暖化が進んでこんな状態になるんじゃないかというシナリオA、Bというのは、当然検討の中にはあり得ると思うんですけども、いわばオルタナティブみたいなものをつくる意味では。だけど、ここで僕は、やっぱりパッと書かれると、できればこの解説案のほうに、前提条件というのはこういうことを議論する——だから僕は、パブコメで意見を言われている方も、どういう意味でこの前提条件を使っているかというのはぴんときないですよ。でも強くおっしゃっているので、きっとこれを入れないとよくないという意味で言われているとは思いますが、それは今事務局が説明されたような議論なのか、何かほかの意味もあるのかなとふと

思ってしまうぐらいに、当然そういうことって検討しますよね。わざわざここに書き入れなくちゃいけないと書かれている理由がいま一つぴんときないので、このままでもいいんですけれども、解説のほうに、国土交通省の議論の中でどういうことなのか、今おっしゃったようなことなのか——でも、そのシナリオの条件みたいなやつは、それって前提条件というのか。今の話だと、さまざまな前提条件が出てくるということですよ。人口動態であれ、地球温暖化の問題であれ、確実に予測はできないわけですから、そういうのって前提条件なんですかね。何か僕はもう少し強い意味で、必ず検討する上に当たっては、これは動かしようがない、いわゆる前提の条件である、その内部で話してくださいということで、今の事務局が言われた事例とはちょっと違うんじゃないかなという感じがしちゃっているんですけれども。

【事務局】　　ちょっと内部でも議論していた前提条件としては、例えば、数値的なシミュレーションをする中で、そういう前提条件として置かれているような内容であるとか、こういう前提条件でモデルが組み立てられて、そういう前提条件でいいのかとか、どちらかという、技術的、専門的な内容を含む、シミュレーションをするに当たっての前提条件であるとか、そういうところの確認というものが、今例示をバツと説明できないんですけれども、そういうところについては明らかにした上で、どういう前提でこの検討を始めて、始めた内容についての結果は、その前提条件によって成り立っているでしょうから、そこところの確認もしていただくことが必要ではないかと、私のほうはそのパブコメの意見を受けたので、今のような事例をご説明させていただいたんですが、十分その趣旨を踏まえているのかどうかというのはちょっと確認できていませんが、先生がおっしゃっておられる前提条件のイメージとも、もしかするとすり合っていないのかもしれないですね。

【委員】　　いや、皆さんがピシッとくると、前提条件といえは大体イメージがわくというならば全然問題ないんですけれども、僕はいま一つよくわからないので、そこがわからないと誤解を生むので、ならば解説のところ、ここのガイドラインでいう前提条件というのは、こういうものを話ししますよということを入れたほうが良いような気がしますね。

【委員】　　ここはいかがですか。私はぴんときよく来るんだけど。技術・専門的検討以下、全部やはり前提条件から後で、演繹的にいろいろ展開していくので。何かいろいろ議論が起こるとするのは、往々にしてその前提条件というところで何を設定したかということになってくるので。ただ、これはケースバイケースで、どういうことが専門委員会で検討し

なければいけないかというのは、もう定型化がもうほとんど不可能だと思うんですよ。それぞれのプロジェクト独特の問題が出てきたときに、技術・専門的検討という内容が決まってきた、そこで議論するに当たって適切な前提条件になっているかどうかということが問われてくると思っていたんですが、いかがですか。分野によって違うかもわからないんですけれども。先生は。

【委員】 確かに前提条件とただ単に言葉だけだとあれなんですけれども、11ページに、計画策定者が検討に当たっての前提条件を整理して、検討する技術者集団に示すわけですね、計画策定者がこれを前提でやってくださいねと。検討するに当たっての、先ほど言われたようなシミュレーションの前提条件とか、検討するに当たっての前提条件は、当然その相談を受けたところで、こういう前提のもとに検討するとかというようなことは全部議論するわけですね。でも、計画策定者側から示す前提条件というのはどんなものがあり得るのかというときに、ちょっと整理しておいたほうがいいのかという気がするんですね。計画策定者が示す前提条件というのは一体何なんだろうと。今それも全部含めて前提条件と言っちゃったから、話が非常に混乱しちゃったんですけども、計画策定者が示す前提条件というのは何かあるんですか。どんなシナリオでやってくださいねなんていうことは、前提条件として通常示さないでしょう。

【事務局】 今ちょっと考えているのは、例えば河川整備基本計画であるならば、二、三十年後にこうしますということは河川管理者が示して、それについての議論は多分ない。整備計画自体の前提条件としてはそういうものだということなんですけれども、じゃあ、二、三十年後には——気象がいいのかどうかはわかりませんが——例えば、この流出解析をするときの前提条件として、今の雨を使っていいのか、30年分の解析がいいのか、ちょっと変わってきているので、今はちょっと短い期間を使ったほうがいいのかというようなこととか……。

【委員】 そういうことを、行政者、策定者側から指示しますか。

【事務局】 指示するというのは、委員会に対してですか。

【委員】 ここに、前提条件を整理して、11ページの。

【事務局】 11ページのところは、技術的、専門的検討を行うに当たっては、どの前提、どういう範囲のもので解析をしたものでやるのがいいのかというのは、検討しながら決まっていくと思うんですけれども。

【委員】 でしょう。それは、委員会で検討してもらえばいいわけで、前提条件を頭ご

なしに計画策定者が決めるのは、そんなことではない——のかなという気もするんだけども。

【委員】 昔、大和北をやったときには、文化財の委員会の最終報告を前提条件として、地下水が検討したというのはあったんですね。

【委員】 データはこれしかありませんというような。

【委員】 というかそれを尊重してやってくださいと。

【委員】 あっ、尊重して。

【委員】 ええ、文化財は文化財の専門家が議論されたことですのでね。まあ、そういう事例はあったことはあったけれども。

【委員】 例えば、さっき20年、30年と言われたときに、現在毎年例えば河川事業に関する投資額はこれぐらいだから、20年、30年も同じような河川に対する予算が来るものだと思って計画していただきたいというのは、当然あるんでしょうね。

【事務局】 それはもう行政側から決めざるを得ない。

【委員】 決めざるを得ないですね。でも、経済に関心を持っている人というのは、当然これから経済は縮んでいく方向なんだから、その予測がおかしいよということがあるということが、ここでの前提条件の検討なのか。どれぐらいのレベルか、やっぱりわからない。

【事務局】 ちょっと、1つ1つ各事業に落として、どんな前提条件があつてということまで検討していないので、イメージを持って……。

【委員】 多分、そんな大したことじゃないなら、別にこのままにしておいていいとも思うし。でも、大したことがないなら、そんなことは委員会で必ずチェックしますよね。すべて委員会というのは、どういう前提の中で我々は議論したらいいんですかというコンサレントみたいなやつを決めた上での議論ですよ。だから、ここでわざわざ書くというのが、何か僕には特別な理由があるのかなと思って、じゃあ、何なんですかということまで聞きたくなってしまう、そこが私の悩みなんです。

【委員】 変えちゃったほうがいいみたいね。

【委員】 ないほうがいいのか。

【委員】 検討を行うといった内容では……。

【委員】 別に固持しません。

【委員】 これ、一つ上位計画は前提条件なんでしょう。

【事務局】 基本的には前提条件ですね。

【委員】 それは前提条件とはいわない前提条件ですね。

【事務局】 まあ、いわないかどうかとしては、何とか計画では上位では決まっていますという、基本方針ではこう決まっていますとか、そういう言い方は多分あるんだと思うんですけども。

【委員】 基本方針ではこれだけの洪水調節容量が必要ですよということは前提条件で、次の議論をされるというときに、そこが違うよというように上位計画にかかわることを前提条件としている場合もありますよね。

【事務局】 だから、委員会で検討しなければいけない前提条件と、もう行政的にこうだという前提条件と区別して書いていないのは、確かにいないですね。だから、先ほど30年は変えられないけれどというような言い方をしたのはそういう意味で、前提条件の中にもいろいろあるのかなという感じはしているんですけども、そこを何か明確に書いていないのは、今ちょっとご説明でしどろもどろになっているように、各事業でどんな前提条件はやっていただかなきゃいかんのかとか、そういうところまで明確にイメージして書いていないので、起こっている問題はそういうことかなと。

【委員】 14ページのここは、今先生方のご意見を聞いていて、これは「前提条件および結果の妥当性」と書いてあるんですね。これ全部やっぱり検討過程なんですよ。前提条件からその途中のところも、それから最後の結果まで、その一連の妥当性の確認をやっているわけですよ。だから、ちょっと書き方としてどうかな、「前提条件および結果の妥当性」と書きちゃうと、真ん中がどこへ行ってしまったのかという、検討過程とかという、前提条件から結論までに至る全部のところの妥当性の検討という意味にとれるんじゃないかという気はしていたんですけども。

【事務局】 もしそういうことであるならば、委員会等でしっかり見ていただくのは、こういうことを行うべき検討の内容はこうだねと、しっかりこういう過程でしたねと、それと検討の結果はいいですかという妥当性を見るというように修正するとすると、そういう行うべき内容や検討の過程において、しっかり前提条件は検討されるということであると。上の部分、11ページも検討条件というのを取って、パブコメに対する意見としては検討過程というのを入れているので、そういう過程でしっかり前提条件も検討されるというふうになるようにちゃんと修正しましたという答え方はあるのかなと思いますけれども。

【技術調査課長】 ただ、12ページの一番上の公表のところは、「検討の前提条件や検

討過程」ということで、前提と過程はわざわざ分けて書いてあるから、そこと整合がとれなくなると。

【事務局】 なるほど。

【委員】 コメントを出してくださった方がどういう意図なのかがよくわからないんですけれども、多分、これは資料2の4ページのコメントで、「技術・専門的検討において、検討の前提条件について公表することになっているが、公表のみでなく、前提条件についても検討することを明記すべき」というのは、多分この方は、こういう前提条件でやりましたという文書だけしか出ないと思われたんでしょうね。どういういきさつで、どういう結果こういうことをやったから、それでこういう結果が出ましたというプロセスも加えて出るとは多分思われなかったんじゃないかなと、私はこのコメントを読んだんですよ。とするのならば、いや、そうではなくて、ちゃんと公表するときには、こうこう、こういう理由でこういう前提になりましたということが公表なんですというようにしておくならば、こういうややこしい話にはならないような気がするんですけどもね。

【委員】 僕、変なことを言ったな。取り消してもいいです。

【委員】 いや、11ページのほうの前提条件と、14ページはちょっとニュアンスは違いますよね。11ページはどうですか、見た限りそれほど私は違和感はないんですけども。

【委員】 ええ、計画策定者が言うべきものだと。

【委員】 ものだという。

【委員】 これはあったほうがいいですね、しっかり。

【委員】 しっかりと。これを、この予測値を使ってやりましたとか書いてください、お願いしますというのは言ったほうがいいね。11は残していいんじゃないかなと思うんですが、どうですか。

【委員】 14が。

【委員】 14は、ちょっと何か気持ち悪いかな。先ほどの真ん中が飛んでいるという。

【事務局】 14ページのところに、検討の過程というのを入れる、検討条件をどうするかですね、入れおるか取ってしまうかですけども。

【委員】 だから、やっぱり前提から最後の過程までを、ずっと妥当性を検証していくというのが専門委員会のやるべきことでしょうから、だから策定の流れが全部入ったほうがいいんじゃないですか、ここには。

【事務局】 そうすると14ページ目は、「検討を行うべき内容や検討にあたっての前提条件、検討過程および検討の結果」という形にするか。

【委員】 あるいはもっとコンパクトにやってもいいですけども。

【委員】 前提条件を除いてもいいということ。

【委員】 ええ、除いてもいいですね。

【事務局】 ああ、前提条件を取ってしまうんですね、「行うべき内容や検討過程、および検討の結果の妥当性を確認」と。

【委員】 今の件、よろしゅうございますか。

じゃあ、そのほか。

【委員】 ちょっと1点、よろしゅうございますか。単に文法上の話になってしまうんですけども、2ページのところで、第1 基本的な考え方の赤字下線部のところで、これが入りましてわからなかったのは、「標準的な」から始まって、「こととしており」というところまでの主語がないんですよ。これは何が「策定云々」という述語につながるのでしょうか。

【事務局】 趣旨的には、「標準的な計画策定プロセスは、こうこう」……。

【委員】 「プロセスは」ということですか。

【事務局】 そうですね、「プロセスは、こうこう、こういう内容であり」という、「内容であり」というとおかしいですか。プロセスはこういうことであって、これらをするとはこういう効果があるという趣旨でちょっと書いています。

【委員】 そうですか。だから「としており」は、やっぱり主語を明確にしておいたほうがいいと思うんですけども、ただそのときにも、「プロセスは」として、最後のくくりが、「計画策定プロセスは～策定することとしており」というのもちょっと変だから、その辺はちょっと修正されることにして、ちょっとわかりにくい表現だと思うので検討していただければと思うんです。

【委員】 ちょっと細かいことでよろしいですか。6ページの(2) 事業の必要性と課題の共有のところなんですけれども、ここを改めて読んでみると、前の文章の一部を生かしたほうがいいかなという気がしてきたのは、「際の」という「際」なんですけれども、赤い字のところでここを加えていただいている、「評価手法の選定の際の」というこの「際」というのは、この前も全部かかってきますよね。「際の参考とするものとする」というんですけども、私は結論的に言うと、前の「等の、以後の計画検討の参考とするものとする」

というもとの文章のほうが、この「際」という言葉に変えるよりもよい気がするんですが、ここに1個「、」があつて、ちょうどこの「、以後の計画検討の」というのは間接的な関係性になるんですけども、今の文章のままだと、「際の」というのはそれぞれの段階に直接的に参考にすると読み取れるんですが——ちょっとご理解いただけるかどうかかわからないんですけども、私はそういうように読み取れてしまうんですね——そうすると、今この必要性を議論する段階で意見を聞いておいて、それでもう聞いたということで、ステップが進んでいったときにそれぞれの段階でその際に参考にしますよって言うように見えて、何となく後ろでは、必要があれば各ステップ、各段階で意見を聞いたり情報提供したりというのをやりますよというのを、10ページでは当然書かれているんだから、それはそれでいいといえばいいんだけども、何かこの文章だけを見ると、もうここで一度聞いておいたんだから、あとは直接評価手法の選定をする場合も、もう十分聞いたんだというニュアンスにも受け取られかねないかなという気もしていて、読む人の感覚によってしまう心配があるものだから、そういうことであれば、もともとの「評価手法の選定等の、」にして、「以後の計画検討の参考とするものとする」程度でやわらかくしておいて構わないんじゃないかなという印象をきょうは持ったんですけども、細かいところで大変恐縮なんですけど、そんな意見です。

【委員】　　そうですね、決め打ちするよりは。ほかの検討のときにも、ここはスコーピングということをもともとは入れられたいということにつけられたところなんですけど、どうですかね。今の先生の……。

【事務局】　　はい、結構です。

【委員】　　いいですよ。

そのほかどうですか。本日、最終回だということですので。

はい。

【委員】　　私としては、これ自体はよろしいんですけども、この後というのは、さっきの話だと、各事業主体といいますか、各セクションごとにまた詳しいガイドライン的なものをつくるんですか。これはその次にどう生かされていくのか。

【事務局】　　今は、例えば道路局であれば、既にガイドラインというのをつくっていて、それに基づいてやっているの、これとそごがあるかどうかという確認をして、大体そうな場合もあるし、ここで必要に応じて書いてあるのは、各局今までいろいろな運用をされているでしょうから、少なくともこの趣旨に外れないような運用をしていただくわけ

ですけれども、ガイドラインを一斉につくり出すかどうかというところまでではないですね。少なくとも、4月以降これに従ってやっていただくということについては文書を出させていただきますし、国土交通省としては、この趣旨を外れたものやっていくということではないということです。

【委員】 ということは、道路局の場合は既につくられていて、そのそごがあるかどうかを検討するという形だし、ほかの部局においてはつくられていないケースもあってということですか。

【事務局】 机上配付の解説案というのがありまして、その基本的な考え方というところ、2ページめくっていただいて、本ガイドラインの目的で、これまでの国土交通省の住民参加に対する取り組みというのが書いてあって、その次のページにガイドライン等ということで、今どういうふうにつくられていますかというのが書いています。河川事業であれば河川法の通達が出ていまして、それに基づいてやっているということなので、ガイドラインという形でまとめているわけではないですが、そういう法に基づいた手順をとっているということですし、道路局ですと平成17年9月のガイドライン、港湾局ですと15年8月、航空局ですと15年4月のガイドラインに基づいてやっていると。今回入ってきているのは、パブリック・インボルブメントという住民参画のところだけを取り出しているわけではなくて、一連の手續と技術的検討のところまでを含んだ全体的な計画の策定プロセスということを提示されているので、これにしっかり合ったものになっているかどうかという観点で見れば、例えば技術的・専門的検討をしっかり分離してやっていくということが明示されてガイドラインに書かれているわけではないと思いますので、そういうところの整合を見ていくことになるとは思いますが、それを実際にどう運用されていくかは、この通達を受けた後、各事業、部局がこのガイドラインを直すのか、それとも違うようなものをつくるのか、それともどういう運用をしていくのかということ判断していただくということになるかと思えます。

【委員】 それで、例えば5年ぐらい走らせてみて、もう一度これ自体を見直すという議論になるわけですね。

【事務局】 そうです。

【委員】 わかりました。

【委員】 そうすると、今ので各部局がこれに整合するような形に変えるまでの間は、このガイドラインのほうが優先されると考えていいんでしょうか。

【事務局】 優先というのは。

【委員】 もとのガイドラインがそれぞれありますよね。それと比べたらこっちが優先されるんだということはいいですよね。

【事務局】 現在各局でつくられていて抜けているところがあるとするならば、これを見てくださいと。

【委員】 全体を通じて、今のようなご意見ございましたらよろしく申し上げます。

【委員】 私も内容的にはこれで結構だなと思うので、先ほどのこっちの解説版のほうで、各部局は、原局が、さあ、改訂するとしてどこがポイントだというときに、先ほどの内包という言葉は議論があるとしても、どれを満たしていないとSEAと胸が張れないかというところを、ある程度はつきりさせておかないといけないなという感じはしますので、そこはもうこちらを今度つくる段階でしょうけれども、これだけは絶対抜けられないというか、最低限必要だというようなところを、ぜひ書いていただきたいなど。

【事務局】 解説にですか。

【委員】 そこをどういう書き方にするかは——ただ、比較的書きやすいところもあると思いますので。要は、やってみただけこれは全然SEAになっていないよというガイドラインができ上がってしまったら、これは非常に残念だなという気がしますので、言葉使いは抜きにしても、ぜひ内包するようなガイドラインにしていきたいと思います。

【委員】 はい、辻村委員。

【委員】 やはりそのところですが、この解説編のところ、各事業別の現行のガイドラインが書かれているんだけど、このガイドラインの集合体が、決してSEAを内包しているわけではないということは、やっぱりきっちり認識しておかないと。だから、今回つくったガイドラインが、やはりそのところを指摘しているんですよというものを、国土交通省として上位から言ったということが非常に重要なことで、それがあって初めてSEAを内包しているというような表現もできるわけで、そこをやはり各事業に対してかなり先導的に導けるような仕組みをつくっていただきたいし、逆に必ずしもSEAの面、環境アセスだけでなく、ほかの面でも不十分なところがほかのいろいろな事業の中にあれば、当然それも補強するということをどこかにやはりきちっと書いて、今回のガイドラインで、現状で走っているところの、満たしているところもあるけれどもまだ不十分なところもあるという評価というか認識を示すことも、解説編では重要かなという気がします。

【事務局】 今のご指摘について、解説の案を今考えているところなんですけど、例えば

その(2)で、本ガイドラインにおける計画策定プロセスの体系という中では、要するに、今までの取り組みというのは、どちらかという住民参画の取り組みというものをやってきたものを、今回はしっかり計画策定プロセスの中にちゃんと明確に位置づけたということを書いているというのと、じゃあ、なぜこれを3つのプロセスに分けたかというようなことを、次のページに先生の論文を引用させていただいて、計画自体の正当性であるとか、計画手続の正当性であるとか、手続妥当性であるとかというところを考えていくと、そういうことを考えながらこの3つのものになっている。それに対して、委員会等でしていくというようなことを表現しなければいけないのかなと、今つくり始めているところなので、ここのところについては、今の先生からのご指摘も踏まえてつくってまいりたいと思いますし、今までのこの委員会の意見の中で、十分読み取れない部分もあろうと思いますので、そこはしっかり書いていきたいと思いますし、必要に応じてご指導をいただければなと思っております。

【委員】 もうちょっといいですか。

【委員】 はい。

【委員】 計画策定で住民参画をしっかりやっているんだということ、それから、計画の正当性というか透明性とかということの確保のための仕組み、この辺はしっかり書き込めてきたし、あるいは既にガイドラインの中で各事業でやってきたんだけど、戦略的環境アセスの面については、ただ単に内包すると書いているだけで、その2つに比べると、どんな特徴を持っているのか、あるいはどのような評価軸を持っているのか、あるいはどんなことによってそれを担保しているのか、その辺についての記述が足りないことを、やはり問題意識として持つということ。それから、それを克服して初めて内包できるんだという、内包するものとするとしているんだけど、それは3つのプロセス、3つの側面のアセスを同時にやっていきますということを言っているわけで、それは非常に重要なことなんだけど、その前の2つに比べて、戦略アセスについてしっかり言っているとはちょっと言いにくいなという、この解説編だけを見ても、わずかこれだけの記述しかないでしょう。

【事務局】 ちょっとそこはまだ書き込めていないんですけども、多分、じゃあ、SEAというものはどういうものなのかという定義から入らなきゃいけなくて、環境省さんが出されているいろいろな諸外国との比較でいくと、スクリーニングして、スコーピングして、しっかり複数案をつくって、それを比較評価して、ヒアリングをして後のほうに生

かしていくというような一連の流れのところについては、いちおうスクリーニングもするようになっている、スコーピングもこういう形でやる、それから複数案の設定、比較評価、ヒアリングのところはちょっとないんですけれども、少なくとも後のものには生かしなさいということは書かせていただいて、あとはモニタリングみたいなことも、実際にはこれは計画策定プロセスの中のことだけしか書いていないので、そのところは書けていないですけれども、もうちょっとそういう一般的に計画アセスというのはこういう手続が必要だよということと、今回のガイドラインではこういうところがちゃんと入っているよというようなことを、もうちょっと明示的に書くとわかるのかなと思いますので、そのところは、ちょっと解説のところでも勉強させていただきながら書き込めればなと思っています。

【委員】 せっかくおっしゃったように、流れについては戦略アセスの流れをきちっと踏んでいる手続になっていて、ただそれが環境側面の具体的なところついて、はたから読んだ人にはやっているように見えないところが問題で、流れとしては、環境の計画アセスをきちっとやっている流れはつくってあるんだから、言葉的に少しまいこと散りばめれば、もう少しその側面を書けたはずだなというのが、あるいは書けないところもあるんだったら、今後各事業のところではやれないところを補う、補完していくというようなことを書いていただくことがいいかなと思います。

【委員】 よろしいですか。はい、どうも。

最後の委員会です、何か言い残したことは。

【委員】 今に関連しますけれども、これはまだ今のところ解説案といっても、やっぱり本文からの抜粋とか、あるいはいろいろなほかのところからの抜粋が多くて、これからちゃんとやっていかなきゃいけないなという気はするんですけれども、ここでさんざん議論をやってきた中で、例えばきょうだったら内包という話や、前提条件とかで議論になったところは、恐らくほかの人が見てもきっとわからないんだろうと思うので、過去の議事録から全部どこがテーマで問題になったか、言葉とか表現のところは全部精査した上で、そこをやっぱり書いていく。同じく、ずっと議論があったこのグラフですよね、これが問題になっていて、ああでもない、こうでもないとかって、あれもきっと読む側が誤解したり間違ふところが多いと思うので、ここでそれが若干バージョンアップして出てきています。これもやっぱり、このグラフの見方も書くというように、少し丁寧に書かれるといいなということを期待したいと思います。それだけです。よろしくお願いいたします。

【委員】 図1、図2、ここまで収束するのに、恐らくもう相当議論をしているんですね。この絵の中に相当思い入れが入っている、それをやはり文章を書かないとわからないから。前の議事録へさかのぼって、何を議論したのかというのをぜひ書き込んでいただきたいと思います。これでよろしゅうございますか。

それではありがとうございました。きょう、いろいろご意見をいただきまして、若干言葉の文言、修正すべきところがあるかと思えますけれども、その修正を行った上で最終版にしたいと思いますが、修正に関しては、僭越ですがご一任させていただきたいと思えますけれども、よろしゅうございますか。

それでは、事務局のほうにお返しします。

【事務局】 確認でございますけれども、ガイドラインの資料4の2ページ目の赤く直したところは、主語・述語の関係がちょっとということなので、そこは修正をさせていただきます。

それと、6ページ目の先生からご指摘を受けましたところについては、「具体的な検討内容や検討対象地域の設定、複数案や評価項目の設定、評価手法の選定等の今後の計画検討の参考にするものとする」と修正をさせていただきます。

それと、あともう1点問題がございました内包という言葉の話と、それから3ページ目の運用のところの、必要に応じてマニュアルをというようなどころについては、若干関係部局とも相談させていただきながら、最終的に委員長のほうにご報告をさせていただきたいと思えます。よろしゅうございますでしょうか。

あとは、もうこちらで閉めさせていただきます。

【委員】 はい。

【事務局】 それでは、今の修正をさせていただいて、委員長一任ということで進めていきたいと思っております。

それで、今回最後でございますので、技術調査課長の〇〇よりごあいさつをさせていただければと思います。

【技術調査課長】 最後にもかかわりませず、おくれまして大変申し訳ございません。

長い間貴重なご指導をいただきまして、大変ありがとうございました。最後のほうは、ちょっと私自身も道路特定財源のいろいろな問題に巻き込まれたりして、調整官に任せっ放しのところもありまして、申しわけなかったと思っておりますが、おかげさまでいい案ができたと思っております。宿題になりました2点については、早急に委員長と相談して

整理したいと思います。長い間ほんとうにありがとうございました。これから、いろいろご指摘がございましたように、解説をつくっていくとか、それからまた各局のほうでガイドラインをつくるとか、具体化の作業がこれから進むと思いますので、具体化に当たりまして、先生方のいろいろなご意見、知見をまたお聞きすることがあろうかと思えます。その節はまたご協力をよろしく願いいたしまして、最後のごあいさつとさせていただきます。どうも、ほんとうに大変ありがとうございました。

【事務局】 済みません、1点確認を忘れておりまして、ガイドラインの14ページを開いていただくと、検討条件のところ、最後ちょっと確認をさせていただきます。

11ページはそのまま、14ページは、これは「技術・専門的検討を行うべき内容や計画検討過程、および検討結果の妥当性の確認」ということで、前提条件というところを取って検討過程というのをはめるということで修正をしたいと思います。済みません、確認漏れで申しわけございませんでした。

それでは、これをもちまして閉会をさせていただきたいと思えます。全5回にわたり、熱心なご議論、どうもありがとうございました。

— 了 —